

Be Partners

～ 子どもの権利教材 ～



Save the Children
JAPAN

セーブ・ザ・チルドレンとは

セーブ・ザ・チルドレンは1919年、第1次世界大戦直後にイギリスで誕生しました。創設者は女性教師、エグランタイン・ジェブです。その基本的な考え「子どもは特別な保護と援助を受ける権利を有する」は、1948年に国際連合で採択された「世界人権宣言」の中に受け継がれ、さらに1989年の「子どもの権利条約」へと継承されています。

セーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもにとって、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現されている世界を目指し、29カ国の独立した組織が連盟を組み、世界の約120の国と地域で活動を展開しています。教育や栄養改善、保健衛生などの支援活動に加え、緊急災害時には緊急支援活動にもあたっています。

■セーブ・ザ・チルドレン世界連盟加盟国



■セーブ・ザ・チルドレン ホームページ (英語) :

<http://www.savethechildren.net>

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとは

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは1986年設立。世界と日本で子ども支援を行っています。1995年に社団法人の認可を受け、2001年に特定公益増進法人として外務省より認定されました。2011年に内閣府より認可を受け、公益社団法人に移行しました。ネパール、ベトナム、ミャンマー、モンゴルなどの事業地では日本人スタッフが駐在し、教育、栄養保健、子ども保護などの分野で支援事業を展開。さらに、紛争や自然災害などの緊急時においても、日本人スタッフの派遣や資金拠出を行っています。2011年には、東日本大震災復興支援事業部を置き、日本国内において復興支援を展開中です。

■セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン ホームページ :

<http://www.savechildren.or.jp>

はじめに

子どもの権利条約が、1989年に国連総会で採択されてから約20年が経ちました。しかし今日でも、世界では子どもの権利が守られていない状況があり、日本においても例外ではありません。セーブ・ザ・チルドレンは、子ども自身、そしておとなが子どもの権利（条約）について学び、子どもの権利を守っていくためにはどうすればよいのかを考えることが大切だと考えています。そのために、このたびセーブ・ザ・チルドレンが所有する資料・情報をもとに、子どもの権利の実現に向けた、子ども向け教材を作成することになりました。本教材では、子ども自身が子どもの権利条約の条項を知り、子どもの権利と身近な出来事や自らの生活との関係に気付き、子どもの権利を守るためにできることやおとな・社会と共に問題を解決していく必要があることを学びます。

様々な状況下に置かれる子どもの権利を守ることで、様々な立場の人々の人権をも守っていくことができ、さらに人権に基づいた社会づくりを可能にします。本教材では、人権学習における自己・自己と他者・自己と社会の3つの段階があるなかで、特に自己と他者・自己と社会を取り扱っています。

本教材に収められているアクティビティは、セーブ・ザ・チルドレンの教材をもとに協力校での授業や高校生による国際協力団体の活動の場での実践を繰り返し、実施者や参加した子どもたちの声を反映し、修正を加えたものです。

目次

セーブ・ザ・チルドレンについて	1
はじめに	2
目次	3
本教材について	5
コラム①: ワークショップ(参加体験型学習)と評価の課題	8
コラム②: ファシリテーターについて	8

第一章

知る

アクティビティ

1-1. オークション	10
1-2. 私のお気に入り	13
1-3. Wants & Needs	16
1-4. 権利の箱	23
1-5. 子どもの権利条約基本条項/クイズ	25
コラム③: ふり返り(リフレクション)の重要性	26
コラム④: ポートフォリオ評価について	26

第二章

かんがえる

アクティビティ

2-1. これってどうなの	28
2-2. 権利のメガネ	36
2-3. 気持ちと権利	43
コラム⑤: 子どもと自尊感情	47

第三章

つくる

アクティビティ

3-1. 権利の彫刻	49
3-2. スクープ!!	52
3-3. 星に願いを	56
コラム⑥: 国内での子どもの権利条約実現に向けた活動について	59
コラム⑦: 子ども参加とは	59

目次

第四章 まもる	アクティビティ	
	4-1. 権利を守るのは誰？	61
	4-2. 子どもをサポートする人々	68
	4-3. みんなにとって良いこと	76
	コラム⑧: 子どもの権利を守る	79
第五章 ふかめる	5-1. 人権の歴史	81
	5-2. 子どもの権利の歴史	82
	コラム⑨: 子ども参加の必要性	83
	コラム⑩: 子ども参加の多様な意義	83
	5-3. エグランタイン・ジェブについて	84
	コラム⑪: 子どもの権利と参加	86
	5-4. 子どもの権利の歴史チャート	87
	コラム⑫: 子ども参加促進のためのおとなの役割	88
	コラム⑬: 子ども参加の課題	88
	5-5. 批准から勧告までのながれ	89
	コラム⑭: 批准後の国の役割(義務)	90
コラム⑮: 子どもによる通報制度への動き	90	
おわりに	91	
資料		
子どもの権利条約条項一覧	93	
子どもの権利条約条項カード(子ども版)	94	
子どもの権利条約(民間訳)	100	
自己評価シート	112	
コラム⑯: 簡単な自己評価法紹介	116	
コラム⑰: 自己評価/他者評価の違い	116	
ふり返りシート	117	
参考文献	118	
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン教材紹介	120	
Let's Action!!	121	
ご協力いただいた方々	121	

1. 本教材について

● 目的：

- ①子どもの権利条約の条項を通して、子どもの権利と身近な問題や自らの生活の関係に気付き、子どもの権利から社会や自らの生活をとらえなおします。
- ②子どもの権利を保障するためのおとな、国の義務や子ども自身の役割、できることを知り、子ども・おとな・国がパートナーとしてのより良い関係を築きながら、子どもの権利を守っていくことの重要性を理解します。

● 教材概要：アクティビティのすすめ方

ワークシートやカードなどの補助資料(補助資料はそのまま印刷してご使用いただけます)

● 対象：15歳から18歳(中学生～高校生)

2. 本教材の構成について

● 本書は5章から構成されています。

第1章 「しる」：

本章では、導入として物事に対するおとなと子どものとらえ方の違いや、子どもの権利への興味・関心を引き出しながら、子どもの権利の内容に目を通し、権利とはどのようなものであるかを知ることができます。

第2章 「かんがえる」：

本章では、社会や身近な問題と子ども自身の生活に子どもの権利を関連させて、考えることができます。

第3章 「つくる」：

本章では、子どもの権利を創造的に表現することで、子どもの権利を意識化することができます。

第4章 「まもる」：

本章では、子どもの権利を保障するためのおとなおよび国の義務や、子ども自身の役割、そしてどのようなことができるのかについてを知ることができます。

第5章 「ふかめる」：

本章では、子どもの権利条約をさらに理解するために歴史や条約の批准と勧告までの仕組みがどのようなものであるかを知ることができます。

3. 本教材のすすめ方について

- ほぼすべての教材は、ワークショップ(参加体験型学習)の形で進められることを前提としています。ワークショップとそれを進行するファシリテーターの概要については、コラム①(P.8)およびコラム②(P.8)を参考にしてください。
- 必ずしも、章やアクティビティの掲載順に実施する必要はありません。実施者がやってみたいアクティビティから自由に始めることもできます。

4. コラムについて

- 実施者の参考にさせていただくため、本教材の随所にコラムを掲載しています。
- コラムには、ワークショップのすすめ方や評価について、「子ども参加」についてなどの内容を掲載しています。

5. アクティビティのすすめ方について

- アクティビティごとに、「概要」「ねらい」「備品」「準備」「すすめ方」「アレンジ／応用」を記載しています。
- 「すすめ方」の中の吹き出しは、実施者にむけた補足説明です。
- 「アレンジ／応用」にはアクティビティの展開方法を記載しています。

※子どもたちが興味・関心を持ったことがあれば、一緒に話す・考える・調べるなどしてください。

6. 備品について

- この教材に付属しているものと、ご用意いただくものがあります。付属しているものは、下記のとおりです。

ワークシート：各アクティビティすすめ方の次のページ

子どもの権利条約条項一覧、子どもの権利条約条項カード、ふり返しシート：巻末資料(P.92～117)

7. ペア、グループ作りについて

- アクティビティの中で、子どもがペア、またはグループとなる場合、実施者はできれば子どもたちが普段あまり話をしない人とペア、あるいはグループになるよう促してください。
- グループの人数は、4～5人が適当です。

8. ふり返りのすすめ方について

- 本教材の大きな特徴の一つに、実践ごとにふり返りの時間を確保していることがあげられます。ふり返りの重要性についてはコラム③(P.26)を参考にしてください。
- ふり返りのすすめ方については、次の流れを参考にしてください。
 - 1.子どもにふり返しシートを配ります（巻末資料P.117）。
 - 2.子どもは各自でふり返しシートに記入します。
 - 3.記入後、実施者は子どもから気付いたこと／感じたことを全体で発表する中で、ねらいを引き出します。
 - 4.最後に、実施者は実施したことをふり返り、ねらいを子どもに伝えます。
- 本教材では、毎時間記入するふり返しシートを継続的に集めて評価に用いるポートフォリオ評価を推奨しています。ポートフォリオ評価についてはコラム④(P.26)を参考にしてください。

9. 本教材と指導要領とのつながり

本教材を扱う場合、多くの教師が懸念するのが学習指導要領との関係でしょう。本教材は、高等学校学習指導要領、公民「現代社会」2-(2)-イおよびウの「基本的人権」「権利保障」において、中学校学習指導要領では、公民的分野の2-(3)「人間の尊重」「基本的人権」において扱うことが可能です。あるいは総合的な学習における、福祉や国際理解の一部として扱うことも可能です。さらに、近年文部科学省は「コミュニケーション能力」の育成に力を注いでいますが(たとえばコミュニケーション教育推進会議など)、本教材は基本的に他者との協働作業で行われるために、そこで培われる対話する姿勢や相互理解に大きく寄与するものと考えられます。

また本教材は、最終的に子どもたちが子どもの権利の視点に基づいて、自らで身近な社会や他者との関係をより良いものにしていくことを目的としています。その意味では、総合的な学習や特別活動で求められる問題解決や自己の生き方を探ることと結びついているといえます。

10. 著作権について

本書の著作権は、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンに帰属し、いかなる無断転載、または営利を目的としたコピー、複製を禁じます。コピーによる利用は、家庭での学習、地域の子ども向けイベント、教室での利用など、本教材を活用する際の利用に限ります。

コラム 1

ワークショップ(参加体験型学習)と評価の課題



本教材は、その大部分がワークショップ(参加体験型学習:以下ワークショップ)によって構成されています。ワークショップは、教師から子どもへの知識の伝達を主とした従来の教育ではなく、何かしらの知識や経験を獲得したり創造していく学習プロセスそのものに重点を置き、学習者/参加者相互による「学び合い」を基盤にしています(本来学びとは本質的にそうですが)。

それゆえに、ワークショップにおける評価を単なる成績付けの目的(学期末のテストなど)や「学びの結果」のみに特化してしまうと、ワークショップのよさが活かされません。学びの活動の中でどのように学習者の認識が変化したか、その変化が起こったきっかけは何かなど、学びの軌跡を多様な視点から捉える必要があります。また、学習者/学習者同士の「プロセスにおける変化」をリアルに捉えることに加えて、その活動を通じて実践者は自らの取り組みをリフレクションしていくこと(取り組みに対する評価)が求められます。

コラム 2

ファシリテーターについて



ワークショップを展開する際に重要な役割を担うのが、「ファシリテーター」の存在です。この教材を手にとられた実践者の多くの方は、子どもの権利について子どもたちに「教えたこと」がたくさんあるかと思います。とりわけ、普段教育機関で「授業」を行っている方は、意識的にしろ無意識的にしろ、その傾向が大変強いかと思います。しかし、ファシリテーターとして本教材を実践する際には、その熱意を別の方向に向ける必要が出てきます。

ファシリテーターとは、ファシリテート(facilitate)という動詞、「促進する、促す」という言葉から派生しています。何を促進していくのか、ということを考えれば、自ずとファシリテーターの役割が見えてくると思います。つまり、ファシリテーターの役割は、子どもが意識しきれていない「気づき」を顕在化させ、それによって子どもの「学び」を促進し深めていくことに収斂されます。あくまで「学び」の主人公は、子どもであって実施者ではありません。この際に、「待つ」「場に委ねる」などといった姿勢も大切になってきます。

子どもたちの反応を無視してアクティビティを進めることも可能です。しかし、最も大事なことは、子どもたち自身が「気づく」ということであり、気づいたことを「表現する」ことです。「多様な気づきが表現される場」をどのようにつくっていくか、いかに保障するか、これがファシリテーターに最も求められる技(art)であると言えるでしょう。

第一章

しる

アクティビティ

概要

インターネットオークションなど、今ではオークションによって自分の好きな価格で買い物ができるようになりました。では自分が大事にしている価値に値段をつけてオークションをしてみるとどうなるのか、このアクティビティで体験してみましょう。

【ねらい】

- 子どもは自分と他の子どもたちの考えや物事のとらえ方の違いを知ることができます。

【備品】

- 付属しているもの:ワークシート×1枚、ふり返しシート×1枚

【準備】

- ワークシート、ふり返しシートを人数分印刷し、用意します。

※オークションの雰囲気をつくるために、オークションの開始終了を知らせるためのベルなどがあれば、用意します。

【すすめ方】

- ① 実施者は子どもにワークシートを配ります。
- ② 実施者は子どもに「オークションとは、商品を買いたい人に値段を付けてもらい、一番高い値段を付けた人にその商品を売ることを伝える」を伝えます。
- ③ 子どもは各自でワークシートに沿って出品リストに目を通し、所持金内で欲しいものに希望価格をつけていきます。

各自の所持金は5,000円ぐらいが適当ですが、時間や年齢によって自由に変更してください。また、希望価格をつけるのは、自分の欲しいものだけで良く、全ての項目に金額をつける必要はありません。



- ④ 実施者(入札者)が100円ぐらいから値段を釣り上げていき、最終的に最も高い値段を提示した人がその権利を得ることができます。

所持金額以内であれば、いくつでも落札することができます。



- ⑤ 子どもは落札できた項目に丸をつけます。落札できなかった場合にも、全ての落札価格を記入していきます。
- ⑥ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

<質問例>

- いくつ落札できましたか?
- 一番高値で落札された項目は何でしたか? / それはなぜだと思いますか?
- 一番安値で落札された項目は何でしたか? / それはなぜだと思いますか?
- たくさんの人が参加した項目は何でしたか? / それはなぜだと思いますか?
- リスト以外で追加したい項目は何ですか? / それはなぜですか?
- 気付いたことや感じたことは何ですか?

1-1 オークション

【アレンジ／応用】

- 出品リストの項目を自由に追加することもできます。
- アクティビティ1-3「Wants&Needs」へとつなげることで、実際に子どもの権利で保障されている権利について考えることができます。
- 所持金に差をもたせ、不平等な設定で行うこともできます。その場合は、何かの条件により“権利”の実現が制限されることを理解することができます。具体的に貧困問題をテーマとして、不平等な状況を体験することができます。

1-1 オークション ワークシート

年 組 番号 名前 ()

所持金内で自分が欲しいものに希望価格をつけてください。

※最も高い値段をつけた人がその権利を得ることができます。

所持金 () 円 ※100円単位で設定して下さい			
No.	出品リスト	希望価格	落札価格
1	いつでも好きな人に会える権利		
2	好きな仕事につける権利		
3	世界中のおいしいものを食べられる権利		
4	無料でいつでも、どんな医療でも受けられる権利		
5	歌がうまく歌える権利		
6	無料でいつでも、世界中を旅行できる権利		
7	誰にも差別されない権利		
8	人にじゃまされず自分の好きなことができる権利		
9	無料でいつでも、どんな教育でも受けられる権利		
10	好きなだけ寝られる権利		
11	スポーツが上手くなる権利		
12	戦争に参加しない権利		
合計 (5000 円)			

概要

このアクティビティ集で一貫して扱っている子どもの権利条約。その中には子どもが「これはいい!」と特に気に入る条項もあると思います。条項全体に目を通した上で、それぞれの子どもがどんな条項に関心を寄せるのか、それがなぜかが把握できるアクティビティです。

【ねらい】

- 子どもは子どもの権利条約の全体に一度目を通すことができます。
- 子どもは自分の考えや意見を共有することで、さらに子どもの権利条約の内容に興味・関心を持つことができます。

【備品】

- 付属しているもの:ワークシート×1枚、子どもの権利条約条項一覧×1枚、ふり返しシート×1枚

【準備】

- ワークシート、子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシートを人数分印刷し、用意します。

【すすめ方】

- ① 実施者は子どもにワークシートと子どもの権利条約を配ります。
- ② 子どもは子どもの権利条約に目を通します。
- ③ 子どもは各自でワークシートに沿って印象に残った、または気になった条項を選び、その理由を記入します。
- ④ 子どもは自分が選んだ条項とその理由を全体で共有します。
- ⑤ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

1-2 私のお気に入り

【ワークシート使用例】

1. 子どもの権利条約を読み、一番印象に残った／気になった条項とその理由を書いて下さい。

条項

(36) 条

その理由

“誰からも幸せをうばわれない”権利とは、一番目を引きました。私は今日本に暮らしていることも含み、とても幸せだと思います。人それぞれの幸せの形は違うだろうけれど、その全ての形が奪われることが守られる条項はとても大切だと感じました。決められた形の幸せだけではなく、子どもそれぞれの幸せがうばわれないのは素晴らしいことだと思いました。

条項

(38) 条

その理由

3つ目のところに「締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし…」と書いてあり、必ず採用されない訳ではなことにおどろいたから。いくら日本には憲法第九条で平和が約束されているとはいえども、私たちのクラスの男子（15才なので）の中から採用されかねないことに反対です。

1-2 私のお気に入り ワークシート

年 組 番号 名前 ()

1. 子どもの権利条約を読み、一番印象に残った／気になった条項とその理由を書いて下さい。

条項 () 条

その理由

概要

私たち人間は「ああしたい」「これがほしい」など様々な欲を持っています。でもそれって単に欲しいものなのか、それとも本当に必要なものなのか、じっくり考えることはあまりありません。このアクティビティでは、欲しいものと必要なものを子どもたちに見極めてもらうことをねらいとしています。

【ねらい】

- 子どもは欲しいものと必要なものとの違いを知ることができます。
- 子どもは欲しいものと必要なものが人によって異なることを知ることができます。
- 子どもは「人として生きていくために必要なもの」が人権／権利として定められていることを知ることができます。

【備品】

- 付属しているもの：権利のカード×24枚(うち4枚空白)、ワークシートⅠ×1枚、ワークシートⅡ×1枚、子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシート×1枚

【準備】

- 権利のカードをペア、またはグループ数分印刷し、用意します。
- 権利のカードは1枚ずつ切ってカードにし、数を確認します。
- ワークシートⅠとⅡをペア、またはグループ数分印刷し、用意します。
- ふり返しシートと子どもの権利条約条項一覧を人数分印刷し、用意します。
- 権利のカードと子どもの権利条約を照らし合わせておきます。

【すすめ方】

- ① 子どもはペア、またはグループになります。
- ② 実施者はペア、またはグループに権利のカードを配ります。
- ③ 子どもはその権利のカードを確認し、追加として「人が健康に、安全に、幸せに生活するために大切だと思うもの」を4枚の空白カードに描きます。

時間がない場合、4枚の空白カードを使用しない、または枚数を減らすことができます。その場合は、それぞれの段階で選ぶ権利のカードの枚数も総数に応じて減らしてください。



- ④ 実施者はペア、またはグループにワークシートⅠを配ります。
- ⑤ 子どもは全ての権利のカードの中から「人が健康に、安全に、幸せに生活するために大切ではない(なくてもよい)もの」を8枚選びます。

大きな紙(模造紙等)に関する条項や判断の理由を書いていくと、全体共有の際に他のグループと比較しやすく、わかりやすくなります。



- ⑥ さらに残りの権利のカードの中から「人が健康に、安全に、幸せに生活するために大切ではない(なくてもよい)もの」を8枚選びます。

1-3 Wants & Needs

- ⑦ 手元に残っている8枚のカードが、結果的に「人が健康に、安全に、幸せに生活するために大切なもの」ということとなります。権利のカードが8枚ずつ3つのかたまりに分かれたところで、子どもはグループごとの結果と理由を全体で共有します。

<質問例>

- 最後に手元に残った8枚は何ですか？／その理由は何ですか？
 - 選ぶのが難しかったものは何ですか？／その理由は何ですか？
 - すぐに選ぶことができたものは何ですか？／その理由は何ですか？
- ⑧ 実施者はペア、またはグループにワークシートⅡを配ります。
- ⑨ 実施者は子どもに子どもの権利条約を配ります。
- ⑩ 子どもは最後に残った8枚の権利のカードと子どもの権利条約とを照らし合わせ、ワークシートⅡに沿って関係する条項とその理由を記入します。

アクティビティ1-2「私のお気に入り」を実施しておくこと、事前に子どもの権利条約に目を通しておくことができます。また、全ての権利のカードに条項が当てはまるとは限りません。関係する条項がないと判断した場合は、その理由も書いてください。



- ⑪ 子どもはペア、またはグループごとに関係する条項とその理由を全体で共有します。

<質問例>

- 子どもの権利条約の条項に関係すると考えた権利のカードは何ですか？／それは何条ですか？／そう考えた理由は何ですか？
 - 関係する条項がなかった権利のカードは何ですか？／なぜ関係する条項がないと思いますか？
 - 子どもの権利条約と照らし合わせて気付いたこと、感じたことは何ですか？
- ⑫ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

【アレンジ】

- 途上国の場合・年齢で区切った場合(～12歳／15歳／17歳)・「健康」「安全」「幸せ」などのキーワードや状況を変えた場合など、様々な場合を想定してカード選択をすることもできます。
- 時間がある場合、全ての権利のカードと子どもの権利条約を照らし合わせるすることができます。自分たちが「大切ではない(なくてもよい)」と判断していた中に子どもの権利としてその重要性が認められている権利のカードを見出すことができます。

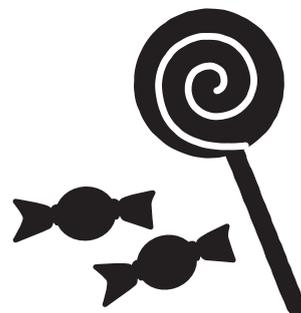
<質問例>

- 子どもの権利条約と比較して、私たちが「大切ではない(なくてもよい)」と判断したけれど、子どもの権利条約の中で子どもの権利と認められている権利のカードはありましたか？／もしあれば、権利と認められている理由は何だと思えますか？
- 子どもの権利条約以外にも、世界人権宣言とも照らし合わせるすることができます。

1-3 Wants & Needs 権利のカード



栄養のある食べ物



お菓子



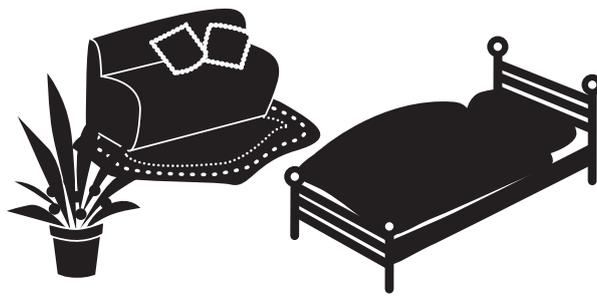
きれいな水



意見を聞いてもらう



ケガをしたときの治療



自分の部屋



差別されない/暴力を受けない



教育

1-3 Wants & Needs 権利のカード



自由に使えるお金



休み/レジャー



安全に生活できる場所



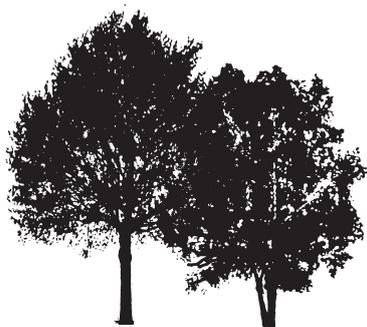
自分の信仰



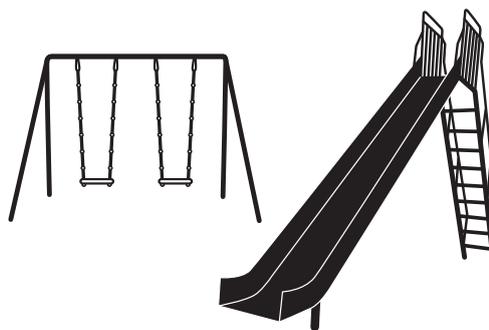
流行の服



服

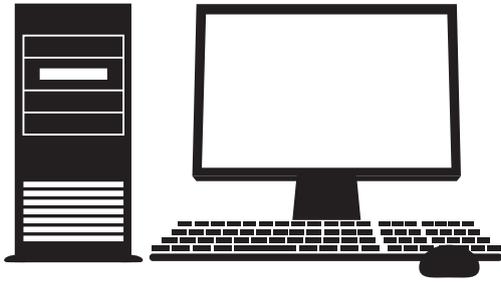


きれいな空気



安心して遊べる場所

1-3 Wants & Needs 権利のカード



パソコン



自転車



テレビ



携帯電話

1-3 Wants & Needs ワークシート I

年 組 番号 名前 ()

権利のカードの中から「人が健康に、安全に、幸せに生活するために大切ではない(なくてもよい)もの」を8枚ずつ選びます。

初めに選んだカード

カード	選んだ理由

次に選んだカード

カード	選んだ理由

最後に残ったカード

カード	選んだ理由

1-3 Wants & Needs ワークシート II

年 組 番号 名前 ()

最後に残った8枚の権利のカードと子どもの権利条約を照らし合わせ、関係する条項とその理由を記入します。

※関係する条項がある場合には、その条項とその理由を記入します。

※関係する条項がない場合には、その理由を記入します。

権利のカード	関係する条項	その理由
	条	
	条	
	条	
	条	
	条	
	条	
	条	
	条	
	条	

概要

手探りだけで何かを当てる「箱の中身は何だろう?」という、テレビではおなじみのゲームを、子どもの権利に結びつくようにアレンジしたアクティビティです。しかも最後には、最も大切なメッセージが隠れています。

【ねらい】

- 子どもは子どもの権利条約の概要を知ることができます。
- 子どもは「子どもの権利条約」において、子どもは自分自身を大切に、尊重することが根底にあることを知ることができます。

【備品】

- 付属しているもの：ふり返しシート×1枚
- 用意するもの：
 - ・適当な大きさのふたつきの箱1つ(例:縦18×横27×高さ15)
 - ・鏡1面(箱の中に入れて、ある程度大きいもの)
 - ・布1枚(鏡が隠れる大きさのもの)
 - ・ホイッスル、人形、蛇口、バナナ、薬、石けん、鉛筆、ボール、
 - ・布の袋8枚(上の8個のモノが1つずつ入る大きさ)
 - ・「健康」「安全」「幸せな生活」というキーワードを書いた紙(A4)

【準備】

- 事前に箱の底に鏡を貼り、鏡を隠すために布を置きます。
- ホイッスル、人形、蛇口、バナナ、薬、石けん、鉛筆、ボールを一つずつ布の袋に入れ、箱の中に入れます。
- 紙(A4)一枚ずつに「健康」「安全」「幸せな生活」というキーワードを書きます。
- ふり返しシートを人数分印刷し、用意します。

【すすめ方】

- ① 子どもは円になって座ります。
- ② 実施者は、箱の中の袋に「子どもが健康で安全に幸せな生活をするために必要なモノ」が入っていることを伝えます。

「健康」「安全」「幸せな生活」というキーワードを書いた紙を円の真ん中に置きます。または、キーワードを黒板やホワイトボードに書くこともできます。


- ③ 子どもは一人ずつ箱の中から袋を1つ選び、袋の上から触りながら中に入っているモノを順番に当てます。
- ④ 子どもは袋から取り出したモノが「健康」「安全」「幸せな生活」のどれを表しているのか、またその理由を考え、全体で共有します。

1-4 権利の箱

- ⑤ 子どもは箱の中から袋を1つ選び、袋の中身を当て、「健康」「安全」「幸せな生活」とモノの関係を連想していきます。

他の子どもも袋の中身を想像できるように重さ、形、かたさ、においや音があるかななどを聞いて進めてください。モノを袋から出すときは他の子どもにも見えるように出してください。また、「健康」「安全」「幸せな生活」とモノの関係は「どんな時に使うか」などのヒントを出すと連想しやすいです。



- ⑥ 実施者は子どもの考えを受け止めながら、他にも考えられる関係などを以下の例を参考に補足します。

モノ	関係キーワード
ホイッスル(笛)	安全(危険からの保護)
人形	幸せ(家族・友人など良い人間関係)
蛇口	健康(安全な飲み水)
バナナ	健康(栄養のある食べ物)
薬	健康(適切な医療)
石けん	健康(衛生的な環境)
鉛筆	健康／安全(健康で安全な生活の方法を学ぶ／教育)
ボール(遊ぶことは子どもに認められた権利)	健康／幸せ(スポーツや遊びなどを通じた健康促進／良い人間関係を築く)

注記:ここに挙げているものは一例です。子どもたちは、自由に連想することができます。

- ⑦ 実施者は子どもに、ホイッスルから連想できるもう一つ別の意味として「ルール」があり、「子どもの権利条約」そのものを表していることを伝えます。
また、「子どもの権利条約」とは「子どもが健康で安全に幸せな生活をするために必要」な権利を保障してくれるものであること、箱の中に入っていた「子どもが健康で安全に幸せな生活をするために必要なモノ」に関するキーワードは、全て子どもの権利として認められていることを伝えます。
- ⑧ 実施者は、箱の中に「子どもが健康で安全に幸せな生活をするために1番大切なモノ」が入っていることを伝えます。
- ⑨ 子どもは順番に箱を回し、箱の中にある「子どもが健康で安全に幸せな生活をするために1番大切なモノ」を見るように実施者が伝えます。

箱の中にある「子どもが健康で安全に幸せな生活をするために1番大切なモノ」を見た後は、絶対に中に何が入っているかを話さないように黙って次の人に箱を回すように伝えてください。



- ⑩ 子どもは回って来た箱を奥までのぞき込みます。
- ⑪ 実施者は箱が全員に回ったら、箱の中には何が入っていたのか全員に「せ～の!」で一斉に答えるように促します。

子ども達から「健康で安全に幸せな生活をするために1番大切なものが自分自身である」ことが出て来ない場合は、実施者が伝えてください。また、「鏡」と答えた場合には、「鏡に映っていたのは?」と促してみてください。



- ⑫ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

【アレンジ／応用】

- 対象者の年齢に応じて、時間を変えることができます。また、箱の中身(モノ)を減らしたり／増やしたり、あるいは入れ替えることもできます。

1-5 子どもの権利条約基本条項/クイズ

子どもの権利条約基本条項

● 以下の4つの条項は、「子どもの権利条約」の精神を表し、他の全ての権利の基礎となっています。

2条：子どもは、人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されない権利を持っています

3条：子どもは、国やおとなから、子どもにとって何が最も良いことなのかを考えてもらう権利を持っています

6条：子どもは、生きる権利・育つ権利を持っています

12条：子どもは、自分の意見を自由に表す権利を持っています

子どもの権利条約クイズ

1.【問題】子どもの権利条約では、子どもは何歳未満でしょうか？

A：15歳 B：18歳 C：20歳

【答え】 B:日本では20歳未満を未成年としていますが、「子どもの権利条約」では、18歳未満を子どもと定義しています。

2.【問題】子どもの権利条約はいつごろできたのでしょうか？

A：約20年前 B：約50年前 C：約100年前

【答え】 A:「子どもの権利条約」は、1989年に国連総会において採択された新しい条約です。

3.【問題】子どもの権利条約の締約国および地域の数はいくつでしょうか？

※締約国とは、子どもの権利条約を守ると約束している国のことです。

A：53 B：103 C：193

【答え】 C:「子どもの権利条約」は、すべての国際条約のなかで、一番多くの国と地域が条約を守ることを約束している条約です。193の国と地域が「子どもの権利条約」を守ることを約束し、日本は1994年4月22日に158番目の締約国になっています。多くの国や地域が子どもの権利が重要であり、守らなければならないと考えています。

コラム 3

ふり返り(リフレクション)の重要性



ふり返りというと、過去に意識を向ける行為と捉えられやすいですが、ここでいうふり返りとは、過去と同時に未来に意識を向ける行為と考えてもらう方が適切です。リフレクションは、「内省」「省察」などと訳されますが、つまるところ、自身の活動をチェックし今後の活動に対するアクションプランを立てることに他なりません。言い換えれば、ふり返りを行うことによって、私たちは過去の活動を意味づけることが可能になり、より洗練された活動を展開することが可能になります。ふり返りをないがしろにすると、いつまで経っても上達は望めません。

また、ふり返りは、活動が終わってから行うものというものでもありません。活動中(in action)でのふり返りもまた重要な行為であり、活動中のふり返りを活動後(on action)のふり返りに結びつけていく必要があります(D.A.ショーンの『専門家の知恵』を参照)、これによってより質の高いふり返りを行うことができます。まさにふり返りにおいては、過去、現在、未来を結びつけることが求められるのです。ポートフォリオ評価(別コラム参照)は、ふり返りを効果的に行うことができる評価であると言えます。

コラム 4

ポートフォリオ評価について



本教材では、ふり返りシートを毎時間子どもに書いてもらうような仕組みになっています。しかし、このふり返りシートが書かれっぱなしになり、そのまま放置されてしまっただけでは、もったいないと言わざるをえません。そこには子どもたちが学んだ内容がたくさん詰まっているのですから。では継続的に収集されたふり返りシートをどのように生かしていけばよいのでしょうか。そこで参考になるのがポートフォリオ評価です。

ポートフォリオ評価とは、学びの軌跡をふり返る代表的な評価方法です。ポートフォリオとは、もともと「紙ばさみ」や「書類かばん」を意味するもので、主としてカメラマンや画家が自分の作品を顧客に提示する際に用いられたものです。ポートフォリオ評価とは、学びの活動でつくられた「作品」(work)(これは文字通りの作品という意味ではなく、プリントや感想といった学びの過程で「創られるモノ」を意味します)を系統的・継続的に収集すること、ならびに収集した「作品」を、評価規準／基準(専門的にはルーブリックと呼ばれます)に基づき、子どもと教師、場合によっては保護者とともに評価することを意味します。個人による日々の学びの評価と、他者を交えた定期的な評価がポートフォリオ評価の大きな特徴です。

この評価は自分で学びをふり返るといった自己評価の側面と、教師や親の視点から学びをふり返るといった他者評価の側面があり、より多面的な評価を可能にします。とりわけ、誰か(主としておとな)が一方的に子どもを評価するという日本の評価制度に対して、子どもが自分自身を積極的に認めるといった自尊心の向上の点や、子ども自身の評価への「参加」という点からも、今後一層求められる評価となってくるでしょう。

第二章

かん
がえる

アクティビティ

2-1 これってどうなの？

【所要時間】40分～

概要

一枚のイラストを見て、そこからどれだけのことを読み取れるでしょうか？このアクティビティをきっかけに、「当たり前」と思っている日常生活を子どもたちにじっくりと見つめ直してほしいと願っています。

【ねらい】

- 子どもはイラストに描かれている世界や日本で起きている子どもの問題と子どもの権利を関係させて考えることができます。

【備品】

- 付属しているもの：イラストカード×12枚、ワークシート×1枚、子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシート×1枚

【準備】

- イラストカードをペア、またはグループ数分用意します。
- イラストカードは1枚ずつ切ってカードにし、枚数を確認します。
- ワークシートをペア、またはグループ数分印刷し、用意します。
- 子どもの権利条約条項一覧を人数分印刷し、用意します。
- ふり返しシートを人数分印刷し、用意します。

【すすめ方】

- ① 子どもはペア、またはグループになります。
- ② 実施者はペア、またはグループにイラストカードとワークシートを配ります。
- ③ 子どもはワークシートの1に沿ってイラストカードの場面の場所や状況とその状況が子どもの権利の侵害であるか否か、その理由を記入します。

権利が守られていない状態のことを「権利侵害」ということを子どもに説明すると分かりやすくなります。また、ここで重要なことは、判断理由であり、イラストの読み取り方次第では権利侵害であるか否かの判断も変わることがあります。



- ④ 子どもはイラストの場所や状況、権利侵害か否かとその理由を全体で共有します。

<質問例>

- カードのイラストは、どのような場面ですか？
(だれが、いつ、どこで、何をしているか)
- それは権利侵害に当たりますか？それとも違いますか？なぜ、そう判断しましたか？
- 結果、権利侵害と判断したカードはいくつありましたか？

2-1 これってどうなの？

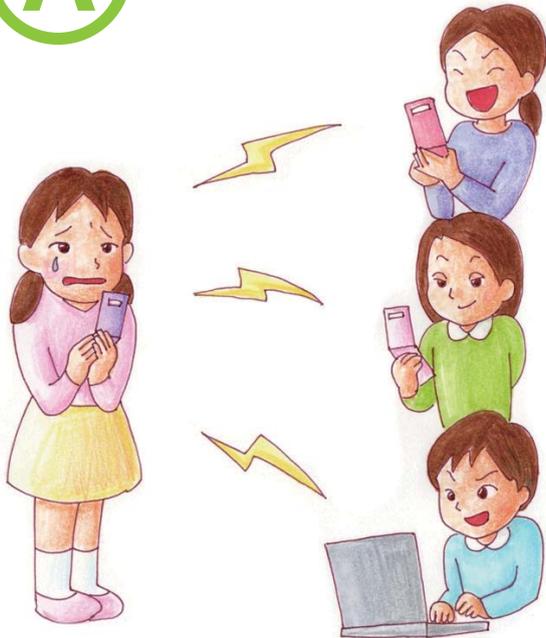
- ⑤ 実施者は全体での共有後、子どもに子どもの権利条約を配ります。
- ⑥ 子どもはワークシートの2に沿って権利侵害だと判断したイラストカードが子どもの権利条約のどの条項に関係するかを記入します。
- ⑦ 子どもは関係すると思う子どもの権利条約の条項を全体で共有します。
- ⑧ 子どもはその他の問題を調べ、子どもの権利との関係を考えることもできます。

ワークシートの後ろに参考として付属している
新聞記事などを提示することもできます。



- ⑨ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

A



B



C



D



E



F



G

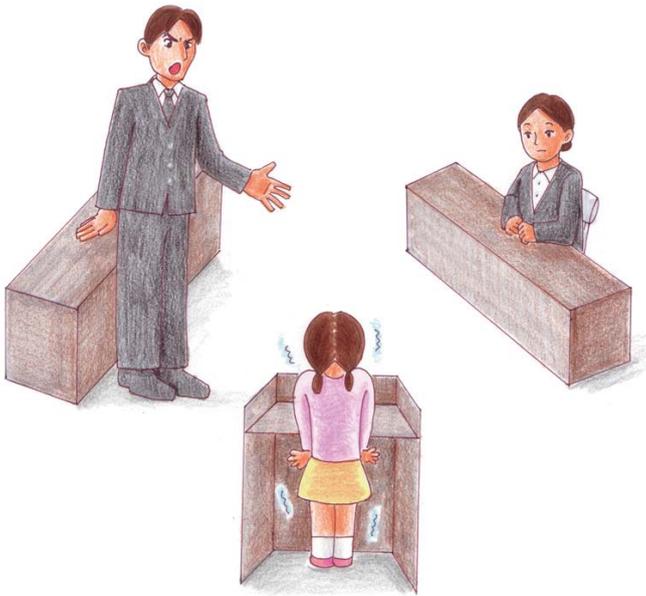


H

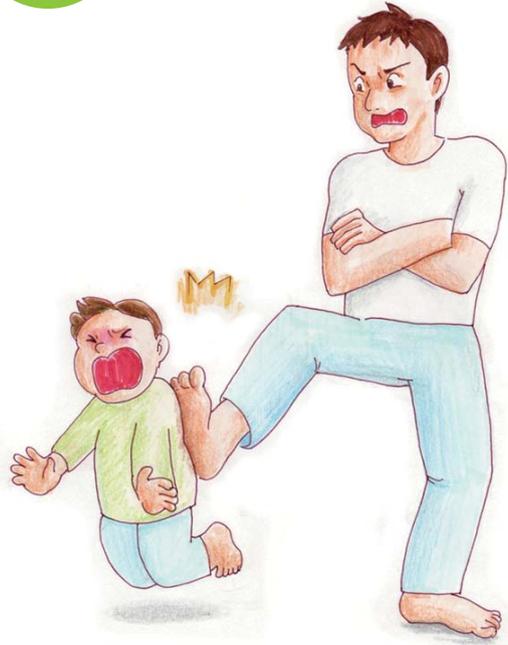


2-1 これってどうなの? イラストカード

①



②



③



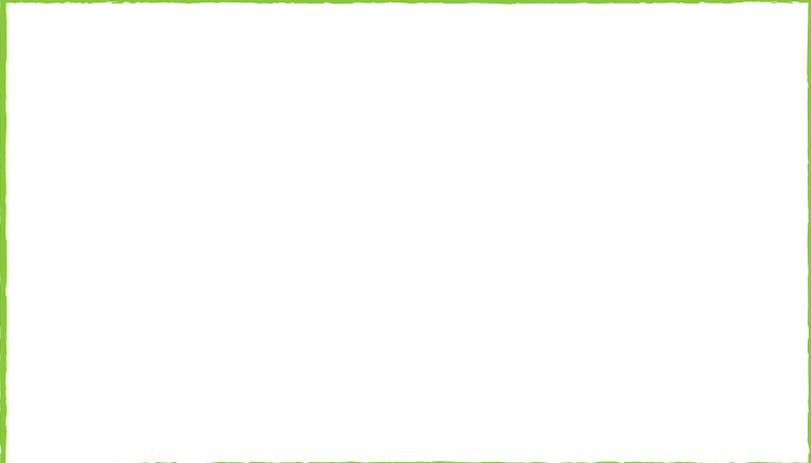
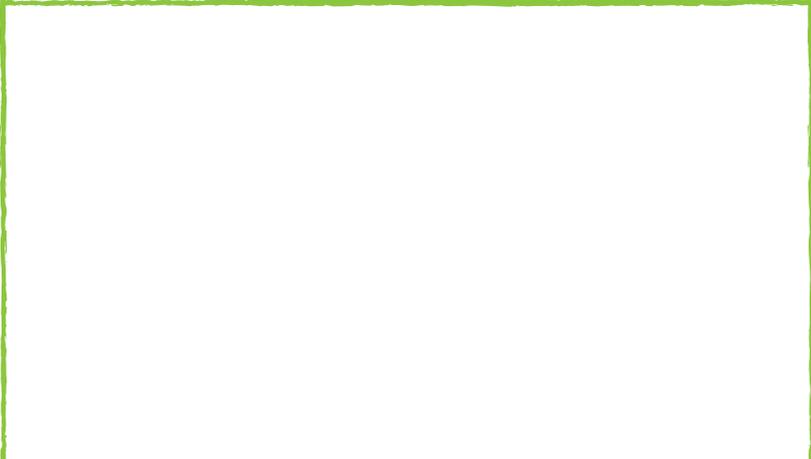
④



2-1 これってどうなの？ グーグシート

年 組 番号 名前 ()

- イラストカードの場面の場所や状況、それが子どもの権利の侵害であるかそうでないか、またその理由を書いてください。
- 子どもの権利条約と照らし合わせ、権利侵害だと判断したイラストカードがどの条項に関係するかを書いてください。

<p>どんなイラスト？ 誰が、どこで、何をしている？</p>	<p>これってどうなの？ 権利侵害 or 侵害ではない？</p>	<p>その理由？ なぜそのように判断したの？</p>	<p>どの権利と関係ある？ 何条だろう？</p>
			

2-1 これってどうなの？

参考資料

これってどうなの？ 新聞記事

参考までにいくつかの記事をあげましたが、実施の際はそのときの最新の記事を新たに選んで活用したほうが、子どもたちもより身近に感じることができます。



「友だちと学びたい」 ～障害のある生徒の高校進学～

障害のある生徒の高校進学をめざす市民グループ「神奈川・『障害児』の高校入学を実現する会」が、横浜市内で交流会を開いた。実現する会は「友だちと一緒に高校生になりたい」という障害を持つ子ども達の声を受けて誕生し、この日の交流会には現役の高校生や卒業生も参加した。

新羽高に通う斎藤麻実さんの母親は「テスト期間中も同級生と一緒に補修を受けました。みんなと一緒にうれしかった。」と話した。

(朝日新聞2010年5月27日)

「幼い命救えず悔しい」 ～マンションに広がる交流～

大阪市西区のマンションで2人の幼児が母親に置き去りにされて死亡した虐待事件は発覚から1週間過ぎた。

事件のあったマンションの住人は1人暮らしの20～30代の若者がほとんど。子どもの泣き声に気づいて児童相談所に通報した住人もいたものの、結果的に事件を防げなかったことへの後悔や反省から、現場のマンション住人に、事件の遠因となった希薄な人間関係を問い直す動きが出始めた。

「失われた小さな命を無駄にしたくない。」

若者たちは互いに交流を呼びかけ、近く定期的会合も開く予定である。

(産経ニュース2010年8月7日)

「親子同居の道筋作れ」 ～フィリピン家族～

フィリピン人カルデロン・のり子さんは埼玉県内の中学校に通う少女である。彼女の両親は偽造旅券で入国し、昨年両親の国外退去処分が決定した。

しかし、のり子さんは日本に生まれ育ち、日本語しか話せず、フィリピンにも行ったことがない。このような事情から、のり子さんは親類と共に日本で生活し、学業を続けることになった。だが、親子に長く離れ離れの暮らしを続けさせてもいいのだろうか。

(東京新聞2009年3月23日)

2-1 これってどうなの？

「特別養子縁組推進を」 ～ゆりかご運営から3年～

親が育てられない子を受け入れる慈恵病院(熊本市)の「こうのとりのゆりかご(赤ちゃんポスト)」が2007年の運用から丸3年を迎えた。ゆりかごに預けられた子は09年9月末現在で51名。しかし、県内で特別養子縁組ができたケースはなく、乳児院や児童養護施設に入っている。

同院の蓮田理事長は、「児童相談所が主体となって、特別養子縁組を推進するべきだ。家庭的な環境で育てられることが幸せにつながる。」と話した。

(くまにちコム2010年5月11日)

「ネットいじめ」 ～防げ、中1に授業～

近年、メールやインターネットを悪用し、誹謗(ひぼう)、中傷などの人権侵害を行うネットいじめが増加している。

06年度に全国の小中高校生を対象にした調査によると、いじめ約12万5000件のうち約4%(4883件)がネットいじめだった(文部科学省より)。

こうした「ネットいじめ」を未然に防ぐために、大阪府堺市教育委員会は、市立中学1年生を対象にした「ネットいじめ防止授業」をする業者を公募している。

(毎日新聞2010年5月2日地方版)

2-2 権利のメガネ

【所要時間】40分～

概要

子どもの権利といっても、それが実際に子どもの現実の生活と結びついていなければ意味がありません。子どもたちが日常生活との関連の中で、権利が守られている状態、守られていない状態、その双方(メガネ)の視点から子どもの権利を考えることができるアクティビティです。

【ねらい】

- 子どもは子どもの権利を自分の生活に関係させて考えることができます。

【備品】

- 付属しているもの：ワークシート×6枚、ふり返しシート×1枚

【準備】

- ワークシートとふり返しシートを人数分印刷し、用意します。

【すすめ方】

- ① 実施者は子どもにワークシートを配ります。
- ② 子どもは各自でワークシートに書かれている子どもの権利条約の条項を読んで自らの生活をふり返し、質問事項に沿って記入します。

ペア、またはグループで共有する場合は、必ず事前にそのことを子どもに伝えてください。



- ③ 子どもはペア、またはグループになり、各自がワークシートに書いたことを共有します。

権利が守られている、または守られていないという両方の視点で考えてみるようにしてください。



<質問例>

- 共通点や相違点はありましたか？／それは何ですか？

- ④ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

【アレンジ／応用】

- このアクティビティは継続的に行うことでさらにねらいを深めることができます。
- 子ども権利を守る責任や義務は誰にあるのかを考えることもできます。

2-2 権利のメガネ ワークシート I

年 組 番号 名前 ()

1. 各自で下の子どもの権利条約の条項を読んで自らの生活を振り返り、記入してください。

※権利が守られている、または守られていないという両方の視点で考えてみるようにしてください。

第6条 子どもは生きる権利・育つ権利を持っています。

◎権利が守られていると感じた点

◎権利が守られていないと感じた点

◎将来の夢はありますか？

◎今までで一番うれしかったことは何ですか？その理由は何ですか？

2. ペアまたは、グループになり、各自がワークシートに書いたことを発表し、共通点や相違点を記入してください。

共通点

相違点

2-2 権利のメガネ ワークシート II

年 組 番号 名前 ()

1. 各自で下の子どもの権利条約の条項を読んで自らの生活を振り返り、記入してください。

※権利が守られている、または守られていないという両方の視点で考えてみるようにしてください。

第13条 子どもは色々な方法で情報や考えを伝える権利を持っています。

◎権利が守られていると感じた点

◎権利が守られていないと感じた点

◎自分の話を聞いてくれるおとなが周りにいますか？

◎自分が得意な表現方法は何ですか？（文章・歌・ダンスなど）

2. ペアまたは、グループになり、各自がワークシートに書いたことを発表し、共通点や相違点を記入してください。

共通点

相違点

2-2 権利のメガネ ワークシート III

年 組 番号 名前 ()

1. 各自で下の子どもの権利条約の条項を読んで自らの生活を振り返り、記入してください。

※権利が守られている、または守られていないという両方の視点で考えてみるようにしてください。

第15条 子どもはグループを作り、集まる権利を持っています。

◎権利が守られていると感じた点

◎権利が守られていないと感じた点

◎何かのグループに所属していますか？

◎あったらいいと思うグループはありますか？どんなグループですか？

2. ペアまたは、グループになり、各自がワークシートに書いたことを発表し、共通点や相違点を記入してください。

共通点

相違点

2-2 権利のメガネ ワークシート IV

年 組 番号 名前 ()

1. 各自で下の子どもの権利条約の条項を読んで自らの生活を振り返り、記入してください。

※権利が守られている、または守られていないという両方の視点で考えてみるようにしてください。

第19条 子どもは親からの暴力やひどい扱いから守られる権利を持っています。

◎権利が守られていると感じた点

◎権利が守られていないと感じた点

◎最近傷ついたことはありますか？また誰かを傷つけてしまったことはありますか？

◎守られていると感じるのはどんなときですか？

2. ペアまたは、グループになり、各自がワークシートに書いたことを発表し、共通点や相違点を記入してください。

共通点

相違点

2-2 権利のメガネ ワークシート V

年 組 番号 名前 ()

1. 各自で下の子どもの権利条約の条項を読んで自らの生活を振り返り、記入してください。

※権利が守られている、または守られていないという両方の視点で考えてみるようにしてください。

第24条

子どもはいつでも健康であるために
医療・保健サービスを受ける権利を持っています。

◎権利が守られていると感じた点

◎権利が守られていないと感じた点

◎最近病院へ行ったのはいつですか？

◎健康のためにしていることはありますか？

2. ペアまたは、グループになり、各自がワークシートに書いたことを発表し、共通点や相違点を記入してください。

共通点

相違点

2-2 権利のメガネ ワークシート VI

年 組 番号 名前 ()

1. 各自で下の子どもの権利条約の条項を読んで自らの生活を振り返り、記入してください。

※権利が守られている、または守られていないという両方の視点で考えてみるようにしてください。

第28条 子どもはみんな同じように教育を受ける権利を持っています。

◎権利が守られていると感じた点

◎権利が守られていないと感じた点

◎好きな教科は何ですか？その理由は何ですか？

◎教育は大事だと思いますか？その理由は何ですか？

2. ペアまたは、グループになり、各自がワークシートに書いたことを発表し、共通点や相違点を記入してください。

共通点

相違点

2-3 気持ちと権利

【所要時間】30分～

概要

普段、何気なく見ているニュース。その中には目を覆いたくなるものもあれば、気持ちが安らぐものもあるかもしれません。このアクティビティでは、ニュースを見たときの「気持ち」に焦点を当てて、そこから権利の内実に迫っていきます。

【ねらい】

- 子どもは様々なニュースに対する自分の気持ちと子どもの権利を関係させることで、より子どもの権利を身近に引き寄せて考えることができます。

【備品】

- 付属しているもの：ワークシート×1枚、子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシート×1枚、
- 用意するもの：子どもに関する新聞記事資料

【準備】

- ワークシートと子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシートを人数分印刷し、用意します。
- 子どもは事前に新聞から子どもに関する記事を切り抜いておきます。

実施者が印象に残った／気になった記事を事前に準備し、提示することもできます。また、全てのグループが1つの記事について考える、またはそれぞれのグループが異なる記事について考えることもできます。子どもに関する記事はインターネットを利用するなどして探すこともできます。



【すすめ方】

- ① 子どもはペア、またはグループになります。
- ② 実施者はペア、またはグループにワークシートを配ります。
- ③ 子どもは子どもに関する記事を出し合い、目を通します。
- ④ 子どもは子どもに関する記事の中から、一番印象に残った記事を選びます。
- ⑤ 子どもはワークシートの1に沿って、感じた気持ちとその理由を記入します。
- ⑥ 実施者はペア、またはグループに子どもの権利条約を配ります。
- ⑦ 子どもはワークシートの2に沿って記事と子どもの権利条約を照らし合わせ、関係すると思う条項を記入します。
- ⑧ 子どもはワークシートに沿ってグループや全体で共有します。
- ⑨ 子どもは切り抜いた記事をワークシートの裏に貼り付けます。

記事が大きい場合は折ってください。



- ⑩ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

2-3 気持ちと権利

【アレンジ／応用】

- 切り抜いた記事から日本における子どもの問題を整理することができます。主にどのような分野に子どもの問題が多いのか、また、どのような子どもの権利が保障/侵害されているのかを考えることができます。
- 子どもの権利が侵害されている記事だけでなく、保障されている記事を探してみることもできます。
- 日本の子どもの問題だけでなく、世界の子どもの問題やより身近な問題(学校や地域など)を扱ったり、毎日あるいは定期的に行うこともできます。

2-3 気持ちと権利 ワークシート

年 組 番号 名前 ()

1. 記事を読んで一番当てはまる自分の気持ちを○で囲んでください。

※ない場合には、()の中に入れてください。

かなしい	不思議だな	苦しい(つらい)
うれしい	おどろいた	よかった
不安だな	納得できない	腹が立つ
どうにもできない	どうにかしたい	()

1-2. その理由を書いてください。

2. 記事と子どもの権利条約の中で一番関係すると思う条項を書いてください。

条項 : () 条

2-3 気持ちと権利 ワークシート

3. この面に、切り抜いた記事を貼ってください。

(記事が大きい場合は折って貼ってください。)

記事の日付：

年

月

日

コラム
5

子どもと自尊感情



自尊感情は、「自」という文字のイメージから、独立した個人の中で形成されると捉えられることがあります。決してそうではありません。自らをどう見るかという視点だけでなく、他者が自分をどう捉えているかという2つの視点によって自己概念が形成され、その自己概念を肯定的に捉えることで自尊感情は高まるとされます。つまり、多様な関わりの中で自分の存在をどう捉えるかということです。この際、重要とされる他者が、子どもの場合は保護者や教師となります。とりわけ、保護者(おとな)が子どもを罰と服従の「支配」あるいは従属の対象として接すると子どもの自尊感情は低下し、逆に「存在」(being)を認め、共感的理解で接すると自尊感情は高まるとされます。

第三章

つくる

アクティビティ

3-1 権利の彫刻

【所要時間】30分～

概要

全身を使ったアクティビティです。権利を表現するのは、何も言葉だけではありません。自分たちが権利を表す彫刻となって、メッセージを仲間に伝えます。人前でポーズングするのはちょっと恥ずかしいかもしれませんが、盛り上がること間違いなしのアクティビティです。

【ねらい】

- 子どもは子どもの権利条約の条項を動作や表情など身体で表現することで、子どもの権利への興味・関心をさらに持つことができます。

【備品】

- 付属しているもの：子どもの権利条約条項カード×41枚、ワークシート×1枚、ふり返しシート×1枚

【準備】

- 子どもの権利条約条項カード、ワークシート、ふり返しシートをグループ数分印刷して、用意します。
- 子どもの権利条約条項カードは1枚ずつ切ってカードにし、数を確認します。

【すすめ方】

- ① 実施者は子どもに「これからグループで子どもの権利を身体で表現した『権利の彫刻』を作ってもらおう」ことを伝えます。

- ② 子どもはグループになります。

実施者は便宜上、グループ名としてアルファベットなどを割り当てます。



- ③ 実施者はグループに子どもの権利条約条項カードとワークシートを配ります。

- ④ 子どもはワークシートの1に沿って条項カードに目を通し、グループごとにカードを1つ選びます。

カードは実施者が事前に選択し、提示することもできます。また、全てのグループが同じカードを使用したり、それぞれのグループが異なるカードを使用することもできます。



- ⑤ 子どもは選んだカードをどのように表現するかをグループで話し合い、各々の役割を決めます。

子どもは実際に身体を動かしながら、グループで練習することもできます。



3-1 権利の彫刻

- ⑥ 子どもはグループごとに「権利の彫刻」を全体に発表し、その他の子どもはワークシートの2に沿って誰が、どこで、何をしているかを当て合います。

発表を見ながら、その場で子どもの意見を引き出しながら進めることができます。



- ⑦ 子どもは全員で「せ～の!」で一斉に当てはまると思う条項を当て合います。
⑧ 発表したグループは、どの条項でどのような場面を表現したものだったのかを伝えます。

<その他、質問例>

- 印象に残った／何か感じた／気付いたことはありましたか？／それは何ですか？
 - 自分のグループやその他のグループで、うまく表現できていたと思うところがありますか？／もっと表現を工夫できると思ったことはありますか？／それはどこですか？／他にどのように表現できると思いますか？
- ⑨ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

3-1 権利の図形刻 ワークシート

年 組 番号 名前 ()

1. カードを1つ選んで下さい。 選んだカード () 条
2. 1. 他 の 図形刻を見て、場面と表現していると思う条項を書いてください。

グループ	登場人物(誰が?)	場所(どこで)	場面(何をしている)	何条 (表れていると思う条項1つ)
				条
				条
				条
				条
				条
				条
				条
				条

3-2 スクープ!!

【所要時間】100分～

概要

一枚の写真が伝えるメッセージには、莫大なものがあります。たくさんの文字よりも、直接的に感情に訴えることもあります。このアクティビティでは、子どもたち自身がモデルとなって、また場(状況)を設定して、子どもの権利を表す写真を撮影します。子どもたちからどんなアイデアが出てくるでしょうか？

【ねらい】

- 子どもは子どもの権利条約の条項を写真で表現することで、これまでの学びを深めることができます。

【備品】

- 付属しているもの：ワークシートI×1枚、ワークシートII×1枚、子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシート×1枚、
- 用意するもの：デジタルカメラ(グループ数分)

デジタルカメラを使用する方が
全体の写真共有を簡単に行うことができます。



【準備】

- ワークシートIと子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシートは人数分印刷して、用意します。
- ワークシートIIはグループ数分印刷して、用意します。

【すすめ方】

- ① 子どもはグループになります。
- ② 実施者は子どもにワークシートIと子どもの権利条約条項一覧を配ります。
- ③ 子どもはワークシートI-1に沿って各自が一番他の人に知って欲しい／広めたいと思う権利を1つ選び、その理由を記入します。

権利を選ぶのが難しい場合、一番印象に残った、
気になった権利を選ぶこともできます。



- ④ 子どもはワークシートI-2に沿って各自が選んだ権利とその理由をグループで発表します。
- ⑤ 実施者はグループにワークシートIIを配ります。
- ⑥ 子どもはワークシートII-2に沿ってグループ内で出し合った権利の中から1つ選び、その理由を記入します。

グループで権利を一つに絞れない場合は、多数決で決めることができます。



3-2 スクープ!!

- 7 子どもはワークシートII-2に沿って選んだ権利をどのように写真で表現できるか、撮影アイデアをグループで話し合います。

より良い写真を撮るために、イメージを膨らませ身近なものだけでなく、設定(場所)や人物、状況や小道具を工夫して撮影することもできます。



- 8 子どもはグループで写真を撮影します。
9 子どもはグループごとに撮った写真を全体で共有します。

グループごとに見ることもできますが、写真をテーブルに並べ、壁に貼る等して一斉に見ることもできます。



<その他、質問例>

- 自分、他のグループの写真で印象に残った／何か感じた／気付いた権利はありましたか？／それは何ですか？
 - 自分のグループの写真も含め、うまく表現できたところはどこですか？／表現を工夫できるところはありますか？／それはどこですか？／他にどのように表現できますか？
- 10 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

【アレンジ／応用】

- 時間がある場合は、その他の権利を写真に撮ることもできます。
- 「権利の彫刻」のワークシートを使って、写真の共有を行うこともできます。
- 写真にタイトルを付けることもできます。
- 権利を伝えるために学校新聞などを作ることもできます。

3-2 スクープ!! ワークシート I

年 組 番号 名前 ()

1. 各自で一番他の人に知って欲しい/広めたいと思う権利とその理由を書いてください。

○選んだ権利 () 条
○その理由

2. グループで各自が選んだ権利とその理由を発表して、みんなの意見を書いてください。

他の人に知ってほしい/ 広めたいと思う権利	その理由
条	
条	
条	
条	
条	
条	

3-2 スクープ!! ワークシート II

年 組 番号 名前 ()

1. (ワークシートI-2 から) 実際に撮影する権利を1つ選び、その理由を書いてください。

○選んだ権利 () 条
○その理由

2. 撮影のアイデアを書いてください。

撮影アイデア	場所	
	登場人物	
	必要な小道具他	

3-3 星に願いを

【所要時間】40分～

概要

子どもの権利を学んできて、子どもたちはさまざまなことから意識を向けてきたかと思います。このアクティビティは、おとなや社会に対して伝えたいことを表すだけでなく、子どもたち自身がおとなになった時にどういったことができるのかについても表現するところに意味があります。現在と未来が「星空」という一枚の模造紙に表現された姿は、大変きれいです。

【ねらい】

- 子どもは自らの思いを言葉で表現し、それを条項と照らし合わせることで子どもの権利を身近にとらえることができます。
- 子どもはこれまでの学びを振り返ることができます。

【備品】

- 付属しているもの：ワークシート×1枚、子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシート×1枚
- 用意するもの：模造紙×1枚、星型の紙、ハート型の紙

黒の模造紙や星型／ハート型のポストイットを使うとより雰囲気をつくることができます。人数が多い場合は模造紙を増やしてください。



【準備】

- 星型とハート型の紙をそれぞれ人数より多めに準備します。
- ワークシートとふり返しシートを人数分印刷し、用意します。
- 始める前に壁に模造紙を貼り付けておきます。

【すすめ方】

- ① 実施者は子どもに星型の紙を配ります。
- ② 子どもは「おとなや社会に言いたいこと」を星型の紙に書き、模造紙に貼り付けます。

子どもに何枚でも書いて良いことや模造紙の真ん中、隅、裏向き等、好きな所に好きな方法で貼って良いことを伝えます。



- ③ 実施者は星に書かれたことを全体で簡単に共有します。

子どもや実施者が気になるもの／共感できるものなどを引き出しながら進めていくことができます。さらに、気になった理由などを聞きます。共有する中で新たに追加することもできます。ハートの共有の際も同様です。



3-3 星に願いを

- ④ 次に、実施者は子どもにハート型の紙を配ります。
- ⑤ 子どもは自分が書いた思い(星)に対して「今、自分ができること／自分がおとなになったらできる／したいと思うこと」をハートの紙に書きます。

全ての星を見ながら、「今、自分ができること／自分がおとなになったらできる／したいと思うこと」を考えることもできます。



- ⑥ 子どもは対応する星がある場合、星の近くにハートを貼り、セットにします。対応する星がない場合は好きな場所に貼ります。貼り方は星のときと同様です。
- ⑦ 実施者はハートに書かれたことを全体で簡単に共有します。
- ⑧ 実施者は子どもにワークシートと子どもの権利条約条項一覧を配ります。
- ⑨ 子どもはワークシートに沿って全ての星とハートの中から気になったものを選び、その理由と一番関係すると思う条項を記入します。

星とハートのセットを選んだ場合は、その理由は1つで良いです。



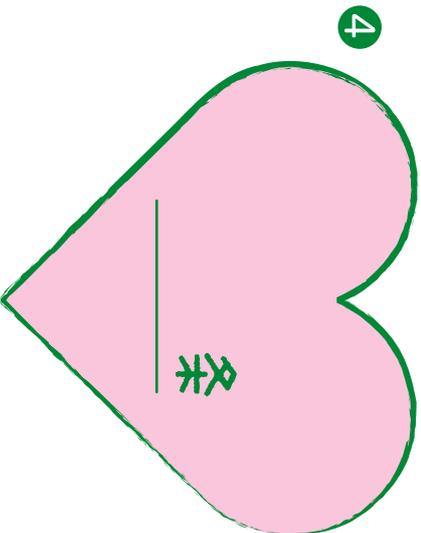
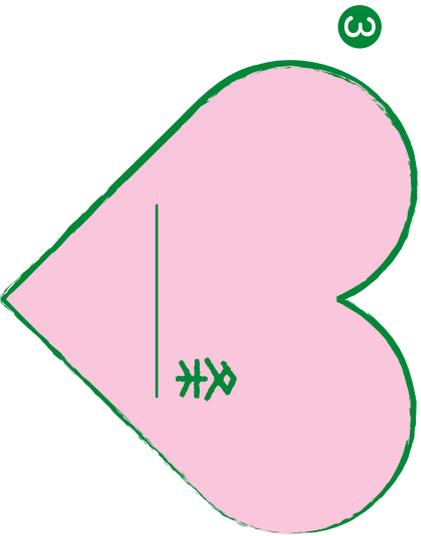
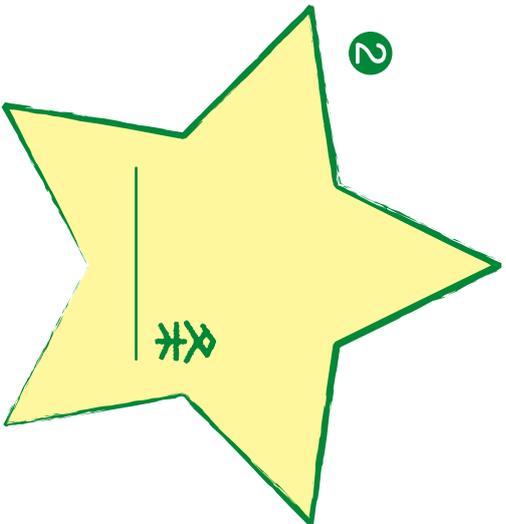
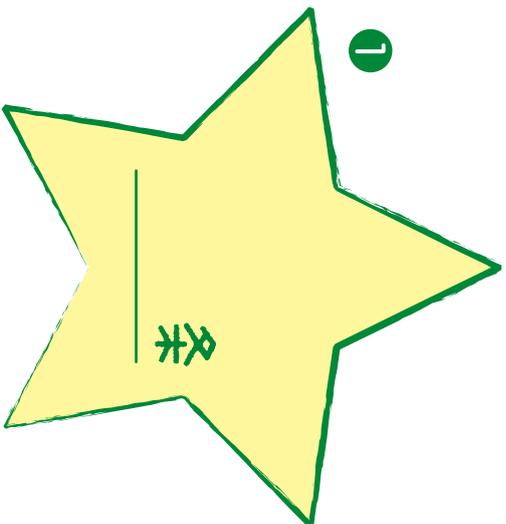
- ⑩ 子どもは気になった星やハートとその理由、一番関係すると思う条項を全体で共有します。
- ⑪ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

3-3 星に願いを ワークシート

年 組 番号 名前 ()

〇気になったものを選び、選んだ理由と一番関係があると思う条項を書いてください。

※星とハートがセットである場合、理由は1つで良いです。



その理由

1

2

3

4

コラム 6

国内での子どもの権利条約実現に向けた活動について



セーブ・ザ・チルドレンは、2003年から国内で”Speaking Out～みんなで話そう～”(SO)という活動を行っています。この活動は、子ども自身が日本の社会における子どものことを学び、考え、自らの意見や思いを話すことで、子どもが社会に参加することを目指しています。2010年には、“Speaking Out Against Poverty～夢や希望をうばわれのないために～”(SOAP)として、日本の子どもの貧困実態を明らかにし、子どもたちの声を集め、政策に反映させていく活動も行いました。

2011年に発生した東日本大震災では、岩手県・宮城県・福島県で、緊急・復興支援活動を行っています。その中の”Speaking Out From Tohoku～子どもの参加でより良いまちに!～”(SOFT)という活動では、子どもたち自身が、復興計画や地域の復興に向けたまちづくりに、声をあげ、参加していくことを目指しています。

また、本教材のほかにも、子ども参加を促進するためのさまざまな教材を準備中です。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、これからもすべての子どもが夢や希望を持てる社会作りのため、子どもに関わる問題を、子どもたちとともに解決していけるよう、活動を続けていきます。

※詳細はホームページをご覧ください。 URL: <http://www.savechildren.or.jp>

コラム 7

子ども参加とは



子ども参加は、国連子どもの権利条約の一般原則のうちのひとつであり、子どもにやさしいまちづくりを考える上で最も重要なこととなります。子ども参加は、条約第12条の子どもの意見の尊重を中心に、13条（表現・情報の自由）～17条（適切な情報へのアクセス）、23条（障害児の権利）、31条（遊びの権利）などから構成されます。現在、全世界で子ども参加の取り組みが展開しているほか、日本でも次世代育成支援対策推進法に基づいて、計画や制度づくりへの子ども参加がみられるようになってきました。

第四章

まもる

アクティビティ

4-1 権利を守るのは誰？

【所要時間】100分～

概要

子どもの権利条約は、その名の通り子どもの権利について書かれていますが、ではその権利を守る責任は誰にあるのでしょうか？ 社会だけ？ それともおとな？ もしかして子ども自身にも？ アクティビティを通じてそれぞれに権利を守る役割があることに気づいていくことができます。

【ねらい】

- 子どもは子ども・おとな・国、それぞれに子どもの権利を守る役割があることを知ることができます。

【備品】

- 付属しているもの：ワークシートI×1枚、ワークシートII×1枚、ふり返しシート×1枚

【準備】

- ワークシートI は4種類のうち、1種類を選びます。
※時間があれば、複数選んで取り組んでください。
- 選んだ1種類のワークシートI とふり返しシートを人数分印刷し、用意します。
- ワークシートII をペア、またはグループ数分印刷し、用意します。
※ワークシートII は、拡大コピーや模造紙を使用するなど状況に応じてご使用ください。

【すすめ方】

- ① 実施者は子どもにワークシートI を配ります。
- ② 子どもは各自でワークシートI に沿って権利を守るためにできることを記入し、それが誰の役割であるか、当てはまるものを○で囲みます。
- ③ 子どもはペア、またはグループになります。
- ④ 実施者は子どもにワークシートII を配ります。
- ⑤ 子どもはワークシートII に沿ってワークシートI で出したものを各々の枠内に記入します。

ワークシートII を模造紙や大きな紙等を使い進めると、比較しやすく、わかりやすくなります。また、記入後、追加していくこともできます。



4-1 権利を守るのは誰？

- ⑥ 子どもは各自が出した意見と、子ども・おとな・国のどれに当てはめたのかを全体で共有します。

全体共有の際、黒板またはホワイトボード、模造紙などに全員の意見を条項ごとに整理しながら書きます。



<質問例>

- 子どもの権利を守るためにできることは何ですか？
 - 分けるのが難しかったものはどれですか？
 - 子ども・おとな・国のどの枠が多かったですか？／少なかったですか？
 - 少ない枠に追加できる新たな意見はありますか？／改めて意見が出て来たものはありますか？
 - 最後に、子どもの権利を守るのは誰の役割だと思いましたか？
- ⑦ 実施者は終了後、ふり返りシートを子どもに配り、全体でふり返ります。 ※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

【アレンジ／応用】

- 子どもはグループになり、進めていくこともできます。
- 実施者はワークシートI 以外の条項で実施することもできます。
- 国や地方自治体で行われている子どもに対する施策を調べることで、社会や国が実際にどのように子どもの権利保障を行っているのかを知ることができます。

4-1 権利を守るのは誰？ ワークシート I

年 組 番号 名前 ()

1. 権利を守るためにできることを記入し、それが誰の役割であるか、当てはまるものを○で囲んでください。

※書く欄が足りなければ、裏面を使ってください。

24条：子どもはいつでも
健康でいるために
医療・保健 サービスを
受ける権利を持っています。



① 子どもの権利を守るために できることを書いてください。	② 誰の役割？ (○で囲んでください。)
	子ども・おとな・国

4-1 権利を守るのは誰？ ワークシート I

年 組 番号 名前 ()

1. 権利を守るためにできることを記入し、それが誰の役割であるか、当てはまるものを○で囲んでください。

※書く欄が足りなければ、裏面を使ってください。

<p>12条：子どもは自分の意見を自由に表す権利を持っています</p> 	<p>① 子どもの権利を守るためにできることを書いてください。</p>	<p>② 誰の役割？ (○で囲んでください。)</p>
		子ども・おとな・国

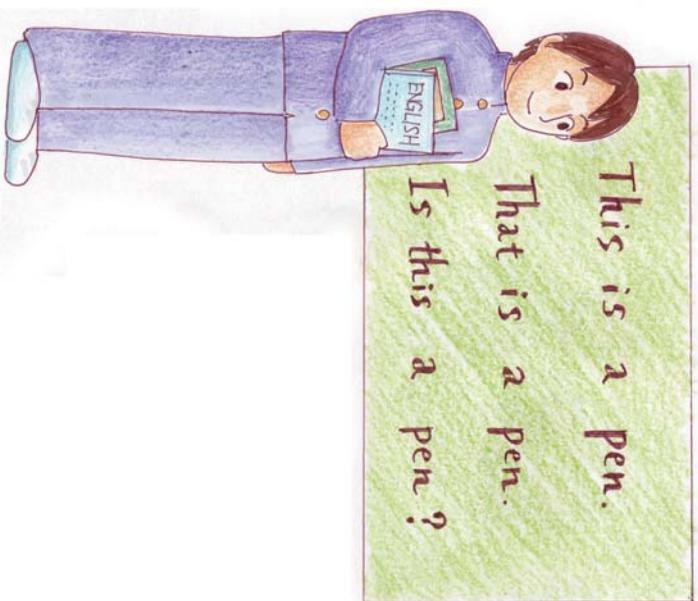
4-1 権利を守るのは誰？ ワークシート I

年 組 番号 名前 ()

1. 権利を守るためにできることを記入し、それが誰の役割であるか、当てはまるものを○で囲んでください。

※書く欄が足りなければ、裏面を使ってください。

28条：子どもはみんな同じように
教育を受ける権利を持っています



① 子どもの権利を守るために できることを書いてください。	② 誰の役割？ (○で囲んでください。)
	子ども・おとな・国

4-1 権利を守るのは誰？ ワークシート I

年 組 番号 名前 ()

1. 権利を守るためにできることを記入し、それが誰の役割であるか、当てはまるものを○で囲んでください。

※書く欄が足りなければ、裏面を使ってください。

<p>19条：子どもは 親からの暴力やひどい扱いから 守られる権利を持っています。</p>	<p>① 子どもの権利を守るために できることを書いてください。</p>	<p>② 誰の役割？ (○で囲んでください。)</p>
		子ども・おとな・国

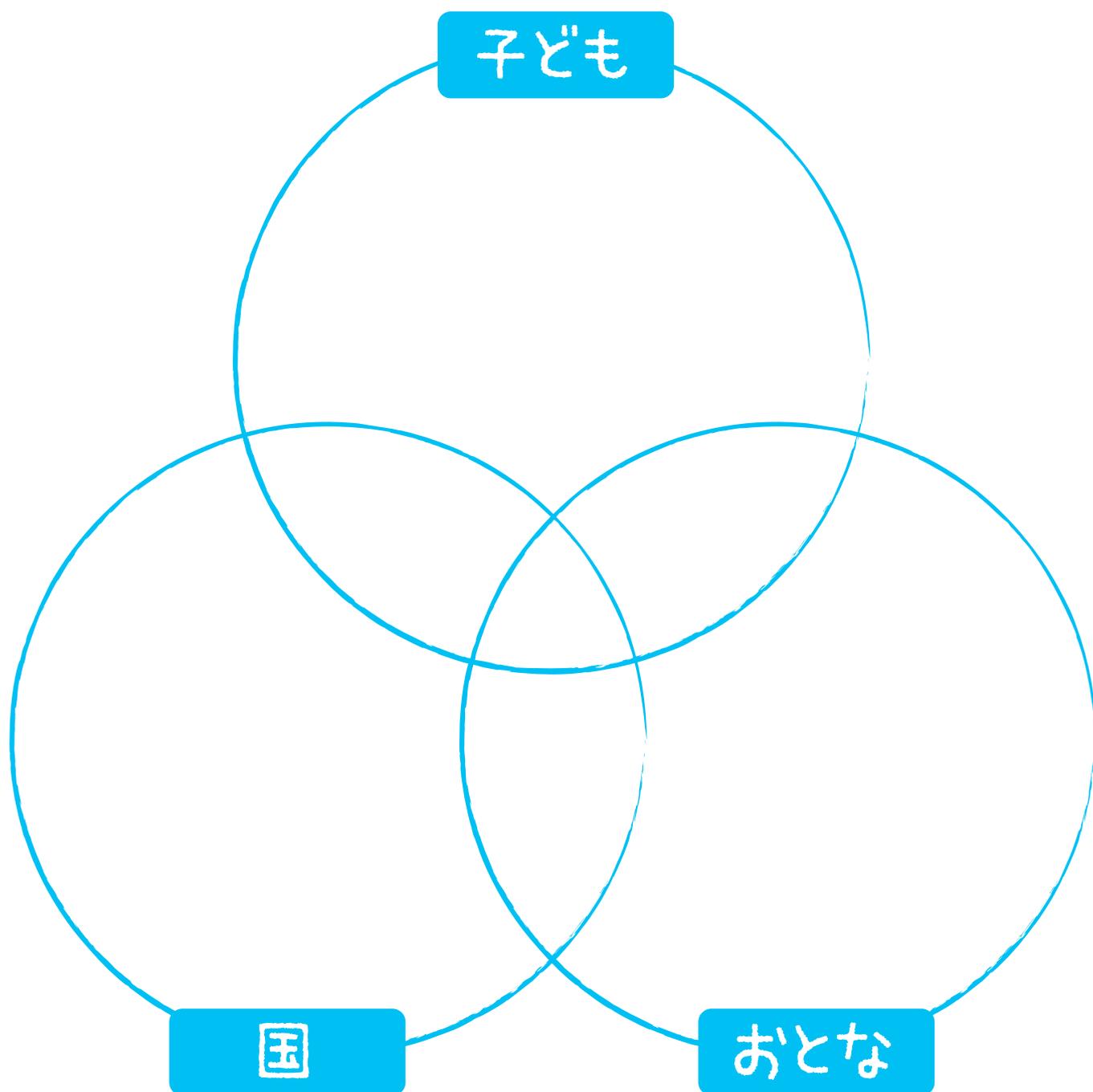


4-1 権利を守るのは誰？ ワークシートⅡ

年 組 番号 名前 ()

ワークシートIで出したものをそれぞれの枠に書いてください。

※「子どもとおとな両方」など、2者の役割だと思うものは、それぞれの円が重なった部分に書いてください。



4-2 子どもをサポートする人々

【所要時間】30分～

概要

子どもは実に多くの人々によって支えられています。でもそういったサポート活動が子どもの権利条約とどのように具体的に結びつき、関連しているのか、私たちはほとんど考えません。子どもが「健幸」に生きていくためにおとなはどういった活動をしているのでしょうか？

【ねらい】

- 子どもは子どもの成長のために、様々な人が様々な方法でサポートしていることを知ることができます。
- 子どもは子どもの権利条約には、おとなの責任や義務について定められていることを知ることができます。

【備品】

- 付属しているもの：写真×5枚、ワークシート×1枚、子どもの権利条約条項一覧、ふり返しシート×1枚

【準備】

- 写真とワークシートをペア、またはグループ数分印刷し、用意します。
- 子どもの権利条約条項一覧とふり返しシートを人数分印刷し、用意します。

【すすめ方】

- ① 子どもはペア、またはグループになります。
- ② 実施者はペア、またはグループに写真5枚とワークシートを配ります。
- ③ 子どもは写真を見ながら、ワークシートに沿って写真の場面を記入します。

写真をテーブルに並べる、壁に貼るなどして、生徒が移動しながら問いに答えていくこともできます。



- ④ 子どもはグループで話し合ったことを全体で共有します。
- ⑤ 実施者は写真の説明をします。

- A：父親と息子が家で一緒に絵本を読んでいる写真。
- B：先生が教室で授業に使う資料を配っている／授業している写真。
- C：看護師が病院で子どもの健康診断をしている写真。
- D：ボランティアがショッピングモールで子どもへの支援に向けて募金活動をしている写真。
- E：民間学童保育のスタッフが学童保育で子どもたちと食事している写真。

時間があれば、その他に「学校／地域」などで子どもをサポートしている人について考えることもできます。



4-2 子どもをサポートする人々

- ⑥ 実施者は子どもに子どもの権利条約条項一覧を配ります。
- ⑦ 子どもはワークシートに沿って子どもの権利条約条項一覧と照らし合わせ、一番関係すると思う条項とその理由を記入します。
- ⑧ 子どもは一番関係すると思う条項を全体で共有します。
- ⑨ 実施者は終了後、ふり返しシートを子どもに配り、全体でふり返ります。 ※「P.6 ふり返りのすすめ方」参照

4-2 子どもをサポートする人々

A



4-2 子どもをサポートする人々



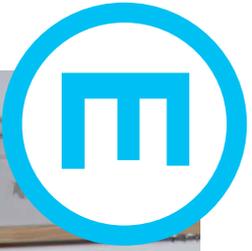
4-2 子どもをサポートする人々



4-2 子どもをサポートする人々



4-2 子どもをサポートする人々



4-2 子どもをサポートする人々 ワークシート

年 組 番号 名前 ()

1. 写真を見ながら、場面を書いてください。
2. 子どもの権利条約と照らし合わせ、一番関係すると思う条項とその理由を書いてください。

	場面			一番関係する条項	
	登場人物(誰か?)	場所(どこで)	何をしている	条項	その理由
A				※	
B				※	
C				※	
D				※	
E				※	

4-3 みんなにとって良いこと

【所要時間】50分～

概要

現実の生活では、ある人の権利と別の人の権利が衝突する場合があります。私たちはさまざまなジレンマの中で生活しているわけですが、このアクティビティでは、関わる人たちが笑顔になれるような解決策を探していきます。

【ねらい】

- 子どもは権利の対立について知ることができます。
- 子どもは権利を実現させるためには、他人の考えや意見を受け止め、認め合い、尊重することも大切であることを知ることができます。

【備品】

- 付属しているもの：ワークシート×1枚、ふり返しシート×1枚

【準備】

- ワークシートとふり返しシートは人数分印刷し、用意します。

【すすめ方】

- ① 実施者は子どもにワークシートを配ります。
- ② 子どもは各自でワークシートの1に沿ってシナリオを読み、自分ならどのようにするかを考え、記入します。
- ③ 記入後、子どもは1に記入したことを全体で共有します。

全体共有の際、黒板またはホワイトボード、模造紙などに全員の意見を書きます。



- ④ 子どもはワークシートの2の表を見て、1のそれぞれのシナリオの中で各自の意見に当てはまるものを考え、1の右枠A～Dを○で囲みます。

さらに、全体で共有した意見がワークシートの2のどれに当てはまるかを考えることができます。



4-3 みんなにとって良いこと

- ⑤ 子どもは各自の意見や全体で共有した意見をワークシートの2のどれに当てはめたかを全体で共有します。

<その他、質問例>

- 自分の意見／全体で共有した意見はどれに当てはまりましたか？
- 全体で共有した意見で一番良いと思うものはどれですか？
- 常にお互いが満足できるような解決方法を導き出すのは簡単なことですか？
- どのようにすればお互いにとって良い解決方法を出しやすくなりますか？
- 普段の生活で意見が異なることは他にどんな場面がありますか？／
その場合、どのように解決しましたか？／その解決方法に対してあなたはどのように感じましたか？／
どのような解決ならお互いが満足ですか？

ワークシートの空白を使い、
シナリオ以外で普段の生活での権利の対立を追加することもできます。



- ⑥ 実施者は終了後、振り返りシートを子どもに配り、全体で振り返ります。※「P.6 振り返りのすすめ方」参照

【アレンジ／応用】

- 子どもはグループになり、シナリオの解決方法を考え、劇として全体に共有することもできます。
また、実施後に役を演じた子どもにどのように感じたかを聞くことができます。

4-3 みんなにとって良いこと ワークシート

年 組 番号 名前 ()

1. シナリオを読み、自分ならどのようにするかを考え、書いてください。

シナリオ	あなたならどうしますか？	当てはまる枠は？
1. あなたは友だちと出かけることになりました。あなたは映画に行きたいと思っています。でも、友だちは買い物に行きたがっています。		A B C D
2. あなたは話したいことがあり、友だちと会いました。でも、友だちも話したいことがあり、一方的に話すだけであなたの話を聞いてくれません。		A B C D
3. あなたは明日、学校でテストがあるので、静かに勉強したいと思っています。でも、きょうだいは大きな音で音楽を聴いています。		A B C D
4. あなたは夕食にハンバーグやから揚げを食べたいと思っています。でも、親は野菜や魚料理ばかり作ります。		A B C D
		A B C D
		A B C D

2. 出した意見が下の表のどれに当てはまるかを考え、A～Dのうち1つを選び、1の右枠に○をつけてください。

	自分は満足	自分是不満足
相手は満足	A. お互いが満足  	B. 満足と不満足  
相手は不満足	C. 不満足と満足  	D. お互いが不満足  

コラム
8

子どもの権利を守る



権利には常にどのように権利を守っていくのか、という問題が関わってきます。権利を守るために法的な拘束力を持った制度を整えていくことは重要な課題の一つです。権利を守るには、いくつかの段階があります。一つは他者との関係において、そして、もう一つは会社や国など制度においてです。特に子どもの権利では、他者との関係の段階で子ども同士、そして、子どもとおとなとの関係のなかでの二つに分かれます。それは、子どもという存在を考えた場合、おとなとの間に無視できない力関係が存在するからです。

子どもの権利を守っていくためには、子ども・子どもとおとな・子どもと社会のそれぞれの役割を考えていくことが重要になります。

第五章

131かめる

5-1 人権の歴史

人権とは

人権とは、人が生まれながらにして持っている人間としての権利のことです。権利は全ての人に適用されるものであり、性別・人種・民族・皮膚の色・言語・生まれ・階級や宗教・政治的な信条に関係なく持っているものです。そして、権利には法律で定められている“法的権利”と法律に書き表されていない“道徳的権利”があります。どちらも私たちが安全で、健康に人間として生活していくために必要な権利です。

人権思想の成立

「人権思想」は法の歴史と深く関わっています。権力の専制的な支配に対し、権力を制限し、階級や個人の尊厳や生活を守るための手段として考えられたのが「法による支配」でした。1215年にはイギリスにおいてマグナ・カルタが定められ、当時の貴族たちが国王の横暴に対し、政治的決定への貴族の承認を得ることを求めました。1789年にはフランスにおいて「人権宣言」が採択され、支配的身分制を否定し、これまでの身分から解放された個人を主体とする「人」の権利、つまり、「人権」が成立しました。

人権思想の展開

「人権」は「自由権」「参政権」「社会権」の3類型に分けられます。「フランス人権宣言」により、「人」は権力からの自由(自由権)と権力への参加(参政権)を得ますが、格差・不平等をも生み出しました。そのため、「人」としての生活を営むための諸条件を確保することを国(権力)に求めること(社会権)も「人権」の一つとされました。

条約の歴史

主要な国連人権法文書一覧

国際人権章典 世界人権宣言(UDHR) 1948年				
市民的、政治的権利に関する国際規約(ICCP)		経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約(ICESCR)		
1966年		1966年		
難民の地位に関する条約 1951年	あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約 1965年	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 1979年	拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約 1984年	児童の権利に関する条約 1989年

(国連広報センター「ABC:人権を教える」より)

5-2 子どもの権利の歴史

子どもの発見と子ども固有の価値

17世紀ごろまでは、おとなを基準として子どもをとらえていたため、子どもは「小さなおとな/未完成のおとな」とみなされていました。しかし、ルソーは「人生のそれぞれの時期、それぞれの状態にはそれ相応の完成というものがあり、それに固有の成熟というものがある。」(『エミール』より)として、子どもが子どもとして完成することや子どもの独自性や固有性を大事にすることを主張しました。このように、子どもを子どもとして、一人の人間として扱う考え方は、子どもを人権の主体とみる立場の出発点となっています。

児童労働と子どもの権利

17・18世紀になり、社会が産業化するにつれ、工場労働など産業社会を支えるための労働力がより一層求められました。子どもは特に体が小さいため、おとなの手が届かない機械の隙間や炭鉱の狭い坑道を行き来するような体に害を及ぼす環境での労働に従事することがありました。こうした危険で不衛生な生活や労働環境の改善は、労働者や女性の権利と共に子どもの権利の保障としても求められました。当初の子どもの権利が母体となる女性の労働環境改善の動きに深く関わり主張されていることから、子どもの権利は子どもだけではなく、子どもに関わるおとなの権利の保障へとつながっています

第1・2次世界大戦と子どもの権利条約

第1・2次世界大戦では、数多くの子どもが戦争の犠牲者となりました。エグランタイン・ジェブは、第1次世界大戦での子ども支援の経験から「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」の草案を作成し、1924年に当時の国際連盟において「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」が採択されることで国際的な子どもの権利の保障への足がかりを築きました。しかし、第2次世界大戦により再び多くの子どもが犠牲となりました。大戦中にユダヤ人の子どもたちのために活動したヤヌシュ・コルチャックの精神を受け継ぎ、大戦後コルチャックの祖国であるポーランドが国際的に子どもの権利保障する新たな条約の制定へと動き始めました。遂に、1989年に「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、日本は、1994年に「子どもの権利条約」を批准しています。

コラム
9

子ども参加の必要性



子ども参加は、おとなや国から利益を受ける“受益者”であるとするこれまでの子ども観ではなく、自ら未来や社会を創造する重要な“権利主体”へと変化した子ども観に支えられています。当事者である子どもの声を聞くことは、子どもの課題や問題を可視化し、子どもに起きていることに対する社会やおとなの組織の説明責任能力や決定の適切さ、妥当性を向上させていきます。さらに、子ども参加は、子どもにとっても主体的で責任ある市民として社会に参加していくための手段であり、おとな・市民としての社会的な責任を担うトレーニングでもあるのです。

コラム
10

子ども参加の多様な意義



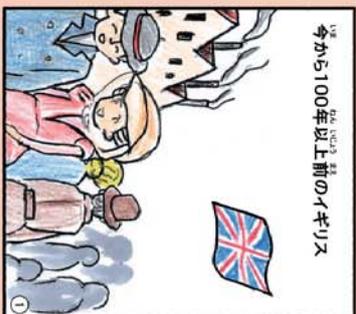
子ども参加でよく誤解されるものにロジャー・ハート (R.Hart) の「参加のはしご」があります。ハートは子ども参加を1段目の「あやつり」から8段目の「子どもがはじめ、おとなと共に決定する」の8つにわけました。はしごという比喻も手伝って「上に行けばいくほどいい」と勘違いしている人が多いようです。本来、参加のはしごは子ども参加を支援するおとなへの警鐘であって、ハートはどのレベルの参加がよいとはいいません。それから、はしごの1-3段目、いわゆる「非参加」の部分には、実は子ども参加支援の種がたくさん隠されています。はしごの下段だから悪い、と切り捨てるのではなく、おとなはどんな支援の余地があるのかを考えるためのヒントとして参加の多様性を考えてみませんか。

ロジャー・ハートによる「参加のはしご」



5-3 エグゼクティブ・ジェフについて

マンガでわかる ～エグゼクティブ・ジェフ物語～



今から100年以上前のイギリス



ある裕福な家庭に女の子が生まれました。その子の名はエグゼクティブ・ジェフです。



ジェフは早いころから自分とはちがう子どもたちに疑問を持っていました。



子どもたちに何かできないかと思い、教師になろうと強く心に決めました。



ジェフは教師になりました。やがて、第一次世界大戦がはじまり、多くの子どもたちが亡くなりました。



このままではいけないかな... 絶えていかなければ!!



戦争で働ついた子どもたちを助けるため、ジェフは同じ考えをもつ人々とともに力をあわせました。



1919年、ジェフが代表となり、セーブ・ザ・チルドレンを作りました。



けれども、敵国の子どもを支援する活動は、なかなか理解してもらえませんでした。



運搬されたジェフは、裁判のときさえ、子どもたちを助けることを考えていました。



しかし、まだ前には助けが必要な子どもたちがあふれています...



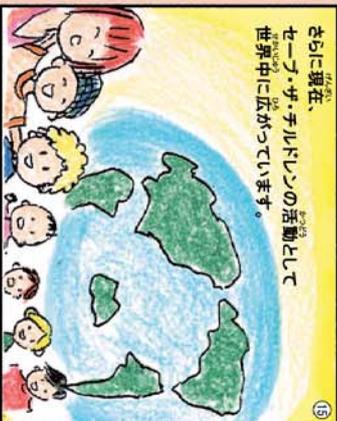
そう、子どもにも権利を認め、人や動物の権利を認めよう!



1923年、ジェフは子どもを守るルールとして「子どもの権利5か条」を作りました。



そのあと、彼女の思いは広がり、1989年11月20日「子どもの権利条約」へとつながりました。



さらに現在、セーブ・ザ・チルドレンの活動として世界中に広がっています。

5-3 エグランタイン・ジェブについて



エグランタイン・ジェブについて ー補足資料ー

(こちらは実施者の方の参考資料としてご活用ください。)

エグランタイン・ジェブ(Eglantyne Jebb)1876年ー1928年

インターナショナル・セーブ・ザ・チルドレン・ユニオン(ISCU)の創始者

「ジュネーブ宣言」(1924)の前身である

「児童の権利宣言(The Declaration of the Rights of the Child)」(1923)を起草

略年表

1876年 イギリス 裕福な家に生まれる

幼い頃から自分と全く境遇の違う貧しい子どもたちのことを心にかけ、教師になって彼らを救おうと考える。

1899年 教師となる

教職の体験から、「人類の本当の敵は、洋の東西を問わず、貧困・不衛生・病気・救いようのない無知である」ということを学ぶ。

1913年 妹：ドロシー・バクストンとともに第二次バルカン戦争難民への緊急支援を行う

第二次バルカン戦争で傷ついた多くの子どもたちの姿を目の当たりにしたジェブは「すべての戦争は、子どもたちを脅かすものである」と反戦の姿勢を明確にした。

1919~1920年 セーブ・ザ・チルドレン創設

「子どもには敵も味方もない」と第一次世界大戦の犠牲になったヨーロッパの子どもたちの救援活動を開始した。「敵に食糧を与える」ことへの懸念や批判を乗り越え、戦争の犠牲になったヨーロッパの子どもたちに、食糧と薬を送ることに成功した。

ジェブの言葉

「地球上のすべての子どもたちを救援できるような強力な国際的組織を作っていかなければならない。」

「私たちがすべきことは、『子どもの手のひらに、自分自身を救うための手立てを置いてやる』ことなのです。」

※ジェブらとともにヨーロッパで子どもの救援活動に取り組んだ人々の中に「ユニセフの父」と呼ばれる第31代アメリカ合衆国大統領(1929-33)のハーバート・フーバーがいた。

ユニセフは、UNRRA(連合国復興救済機関)を前身とし、1946年、第一回国連総会で緊急援助のための暫定的な機関として創設された。UNRRAの後を引き継ぐ機関の必要性を主張し、子どもを対象とした援助活動をする国連機関の創設を訴えたのがフーバーであった。

1923年 「児童の権利宣言」起草

「私は我々が子どもの権利について主張し、この権利が普遍的に認識されるよう努力しなければならないと信じています。」

子どもに関しては「いかなる例外をも許してはならない」というジェブらの主張は「mankind owes to the child the best that it has to give(人類は子どもに対して最善のものを与える義務がある)」という「ジュネーブ宣言」の前文に明らかである。

コラム
11

子どもの権利と参加



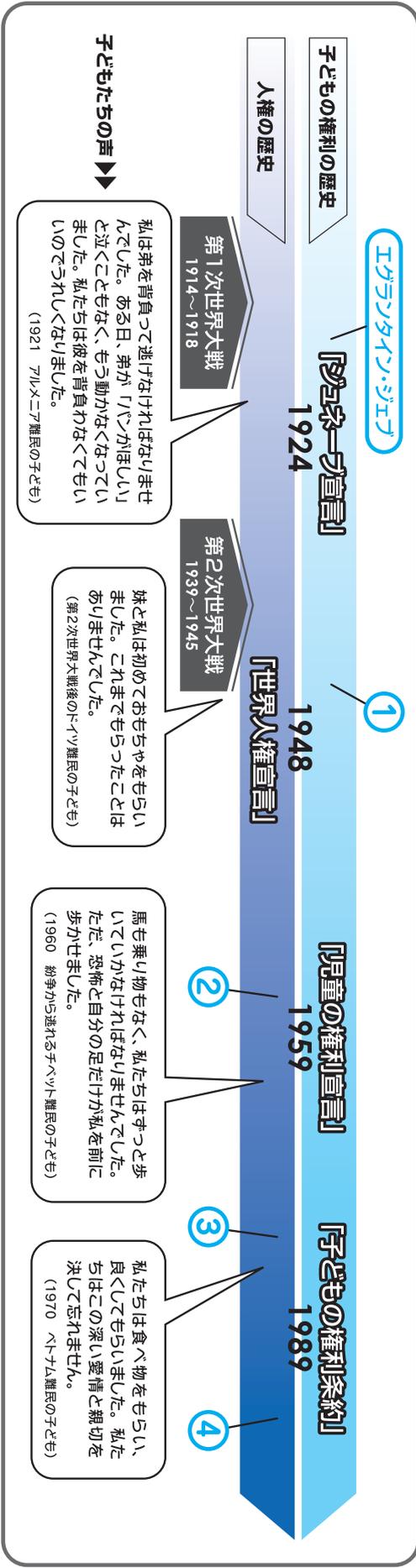
なぜ、子どもの権利と参加が密接にかかわるのでしょうか。国連子どもの権利条約は、子どもにとって最もよいことをしようという国同士の約束ごとです。条約が1989年に国連で採択される前、最もよいことはおとなが決めていました。条約によって、最もよいことを決めるときは、子どもの考えや気持ちを聴いて、子どもと一緒に決めていこうと変わったのです。とはいえ、何かあった時に突然「あなたはどうしたいの!？」と問われても、急に答えるのは大変です。だから、ふだんから子どもの意見や気持ちをおとなが受け止めることが大切で、それはまさに子ども参加のすそ野を広げることにほかなりません。

5-4 子どもの権利の歴史千チャート

年 組 番号 名前 ()

子どもたちや人々のために活動してきた人たちの思いや声を通して、子どもの権利の歴史を見てみましょう!!

- 1 年表と子どもたちの声を読んでみましょう。
- 2 1をもとに、【活動者の声】を読み、あてはまる年表の番号を、太枠○のなかに記入しましょう。
- 3 一番印象に残った声を選び、その理由を書きましょう。
- 4 出てきた人物のことを調べてみましょう。



【活動者の声】

「私たちは、自分たちが求めている目的が平和な社会であり、良心を持って生きることができる社会であることを理解しなければなりません。それは、白人の時代でも、黒人の時代でもない。それは、人間の時代となるであろう。」

(キング牧師)

【一番印象に残った声は?】

「たったひとりで、たった1日も、私たちの大切な子どもたちを無駄にすることはできません。子どもたちのために行動を起こすことに、私たちはあまりに長い年月を無駄に過ごしてきましたのです。」

(ナルソン・マンデラ)

【選んだ理由】

「子どもたちは、彼らを受け入れ、彼らを選び、彼らをほめ、彼らを誇りとしてくれる誰かを熱望しているのです。子どもたちを、私たちの注意や関心の中にもう一度戻そうではありませんか。こうすることが、唯一私たちが生き延びる道なのです。なぜなら、子どもたちは未来への唯一の希望だからです。」

(マザー・テレサ)

「子どものことを一番よく知っているのは子どもなのだ。」

(コルチヤック)

の声

コラム 12

子ども参加促進のためのおとなの役割



子どもは、権利行使の主体であると同時に、周囲に支えながら育ちゆく存在です。そのため、子ども参加を促進できるかどうかは、周りのおとなの関わり方にかかっています。それでは、子ども参加を促進するようなおとなの役割とはどのようなものでしょうか。実践的には待つ、聴くといったことを通して、子どもとの対等性を担保することが重要です。それだけではなく、子どもが安心して参加できる環境をつくりだしていくこと、制度やしぐみを変えていくこともおとなの役割であるといえます。

コラム 13

子ども参加の課題

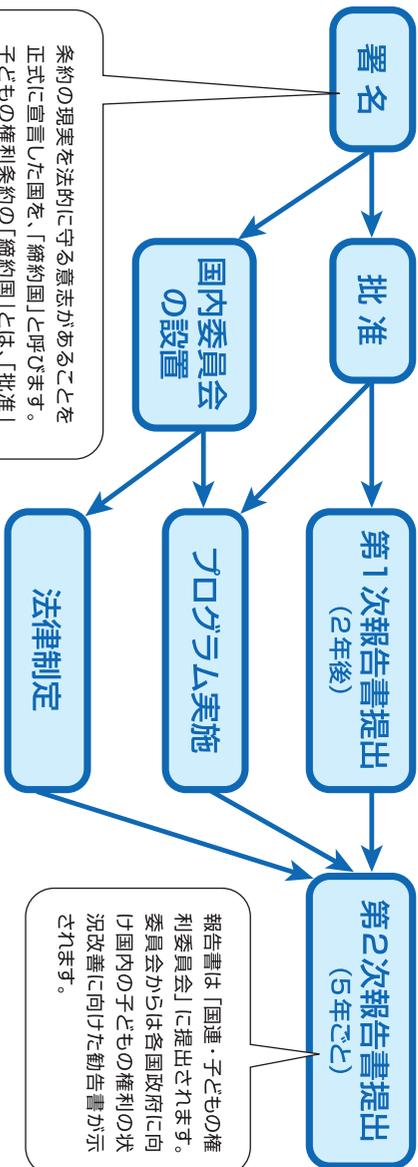


自治体や地域、NPO／NGOが子ども参加の取り組みをするなかで大きな壁となっているのは、やはり学校です。たとえば、自治体の子ども会議などは、小学生や私立中高生、中高一貫校生は活発に参加していても、公立中学・高校生の参加がほとんどみられないことがあります。これは、受験が壁になっていると考えられます。なにより、子どもたちが多くの時間を過ごす学校で運営や行事への参加が少ないことも挙げられます。ところで、課題は、そこをなんとかすればチャンスに変えられます。学校を変えることができれば、子ども参加が一気にひろがっていく可能性も秘めているといえるでしょう。

5-5 批准から報告までのながれ

子どもの権利保障の仕組み

政府



条約の現実を法的に守る意志があることを正式に宣言した国を、「締約国」と呼びます。子どもの権利条約の「締約国」とは、「批准」「加入」「承継」のいずれかの行為を行なうことによって、条約の規定を法的に守る意思があることを正式に宣言した国々のことです。
*批准:条約に「署名」した国が、その後、条約の規定を法的に守る意思があることを正式に宣言する行為です。

報告書は「国連・子どもの権利委員会」に提出されます。委員会からは各国政府に向け国内の子どもの権利の状況改善に向けた勧告書が示されます。

第2次勧告書では、27項目もの改善事項が日本政府に対して指摘されました。

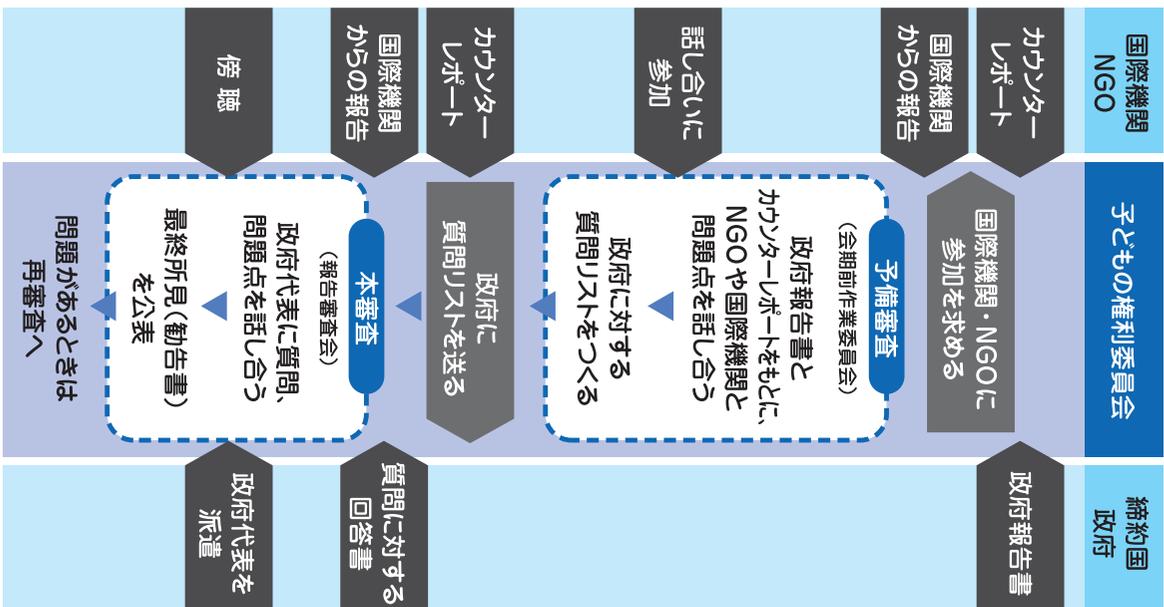
(子どもの意見の尊重・子ども参加)

子どもについての古い見方が残っているため、家庭、学校、施設、社会で子どもの意見が大事にされていません。何かを決めるときに子どもちゃんも参加して意見を言えるように、そしてその意見がおとなから大事にされるように、次のようなことをしてください

- *子どもには意見を言ったり参加したりする権利があり、おとなには子どもの意見を大事にする責任があることを、おとなにも子どもにも広く知らせる。とくに、親、学校の先生、役所や裁判所で働く人たち、その他の普通の人たちに、そのことをしっかりと伝える。
- *子どもの意見がどのくらい大事にされ、どのような影響を与えているかについて、ときどきちゃんと確認する。
- *学校をはじめとするさまざまな場所で、子どもが参加するためのしくみをつくる。

(子どもの権利委員会第2回勧告 子ども向け版 より)

子どもの権利委員会の審査の流れ



出典 「きみの味方だ！子どもの権利条約」

コラム 14

批准後の国の役割(義務)



日本政府は国内で子どもの権利条約を守っていくために、社会の仕組み・制度や法律を整え、さらに国内での子どもの権利保障の状況を定期的に報告する義務があります。

日本はこれまで国連子どもの権利委員会に3回の報告を行い、委員会からは次のような勧告(「最終見解」)を受けています。一部を紹介します。

- 子どもの権利が守られているかをチェックするしくみを整えること
- 0～18歳の子どもたちがどのくらい権利をきちんと守られているか、子どもたちのためにいくらのお金が使われているか、などについてのデータをきちんと集めること
- 日本において国籍を持つことのできない子どもたちが出ないように国籍に関する法律を改正すること
- 子どもの虐待防止への取り組みをすすめ、被害を受けた子どもが守られ、成長していけるように法律を見直すこと
- 子どもの権利条約の内容や考え方をきちんと教え、広めるようにすること

(「国連・子どもの権利委員会 日本に対する第2回総括所見(勧告)チャイルド・フレンドリー版」より)

http://homepage2.nifty.com/childrights/reports/crc/co2_cfv.htm

コラム 15

子どもによる通報制度への動き



子どもの権利条約では、個人や団体が権利を侵害された際に国際的な基準で調査してもらう通報制度が設けられていません。そのため、子どもが利用しやすく、有益な通報制度機関を立ち上げようという動きが近年高まってきています。子どもの権利条約の通報制度を作り上げるためには、1. 子どもの権利条約に直接通報制度の詳細を載せるか、2. 選択議定書として追加文書として発効する方法があります。子どもたちや若者の現実や必要性を踏まえた通報制度および手続き規約をつくるために、ここにおいても、子どもたちや若者の参加が求められています。

※本コラムの内容は作成時点での情報であり、その後2011年12月に国連総会において「子どもの権利条約」の第三議定書となる「個人通報制度」が採択されました。

おわりに

子どもの権利条約が1989年に世の中に誕生してから、すでに20年以上が経過しました。

しかしながら、こと日本においては、乳幼児死亡率の低下や、強制児童労働、子どもの人身売買、戦地へ赴く少年兵の存在がないために、「十分子どもを守ってあげているじゃないか」というおとなからの声が聞こえてきます。また「子どものためを思っておとなが決めているのに、何が問題なんだ」という声も聞こえてきます。

おとなの声だけではありません。子ども自身からも「おとなは偉いから意見できない」、「おとなが決めたことには従わなくちゃならない」といった声が聞こえてきます。

つまり、ここには「権利」という言葉の難しさが見え隠れしており、また子どもを「保護する」／子どもは「保護される」という視点の強さから、「子どもが権利主体である」という子どもの権利条約の主旨が、広く一般に認知されているとは言い難い現状があるといえます。

本教材は、このような厳しい現状に対して、おとなと子ども、そして社会との関係性を「ちょっと立ち止まって考えてみよう」というスタンスから、子どもの権利に対する新しい視点を見いだすことをねらいとしています。

すでに日本各地でこの分野の実践を重ねておられる方も多数いらっしゃいます。本教材は、まだまだ教材として十分配慮し尽くされたものには至っていないところもあります。

本教材に対する感想やご意見、実践された際のアレンジの方法などについてフィードバックをいただけると大変うれしく思います。ご意見を参考に、改訂を重ねていければと考えております。

今後子どもの権利条約が子どもだけでなくおとなにも広がり、おとなと子どもがよりよい関係を築いていける世の中になっていけるよう、ともにゆっくり歩んでいければと思っています。

荒木寿友 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドバイザー (立命館大学 准教授)

資料

子どもの権利条約条項一覽



子どもの権利条約

- 1条** この条約は18歳未満のすべての人を「子ども」とします。
- 2条** 人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されない権利を持っています。
- 3条** 国や大人から、子どもにとって何が最も良いことなのかを考えてもらう権利を持っています。
- 4条** 国にこの条約を守ってもらう権利を持っています。
- 5条** 親またはその代わりになる人から心や体の成長に合ったサポートを受ける権利を持っています。
- 6条** 生きる権利・育つ権利を持っています。
- 7条** 名前や国籍を持ち、親を知り、親に育てられる権利を持っています。
- 8条** 名前・国籍などをうばわれないように、国により守られる権利を持っています。
- 9条** 親に問題がない限り、親と一緒に暮らす権利を持っています。
- 10条** 他国に住む親や家族に連絡をとれ、会える権利を持っています。
- 11条** むりやり他国に連れて行かれず、自分の国に戻れる権利を持っています。
- 12条** 自分の意見を自由に表す権利を持っています。
- 13条** 色々な方法で情報や考えを伝える権利を持っています。
- 14条** 考え方や宗教などを自分で選ぶ権利を持っています。
- 15条** グループを作り、集まる権利を持っています。
- 16条** 知られたくないことを秘密にでき、また信用や評判を傷つけられない権利を持っています。
- 17条** 色々な情報を手に入れることができ、よくない情報からは守られる権利を持っています。
- 18条** まず親に育てられる権利があります。そのため国は親をサポートします。
- 19条** 親からの暴力やひどい扱いから守られる権利を持っています。
- 20条** 親と一緒に暮らせない場合、国から代わりとなる親や家庭などを用意してもらう権利を持っています。
- 21条** 養子になる場合、国が調べ、認めた新しい親のもとで育てられる権利を持っています。
- 22条** 難民となって他国へのがれた場合、その国で特別な保護やサポートを受ける権利を持っています。
- 23条** 心や体に障がいがあっても、社会に参加し、十分な生活を送る権利を持っています。
- 24条** いつでも健康でいるために医療・保健サービスを受ける権利を持っています。
- 25条** 施設に入っている場合、そこでの扱いがよいものかどうか、定期的に調べてもらう権利を持っています。
- 26条** 生活が難しい場合には、国からお金などのサポートを受ける権利を持っています。
- 27条** 心や体を十分に成長させていけるような生活を送る権利を持っています。
- 28条** みんな同じように教育を受ける権利を持っています。
- 29条** 教育の中で、自分の心や体の持つ力を伸ばしていく権利を持っています。
- 30条** 少数民族や先住民族であっても、自分たちの文化を守り、宗教を信じ、言葉を使う権利を持っています。
- 31条** 休んだり遊んだりすることができ、またスポーツ・文化・芸術活動に参加する権利を持っています。
- 32条** 心や体によくない危険な仕事や教育が受けられないような仕事から守られる権利を持っています。
- 33条** 麻薬や覚せい剤などから守られる権利を持っています。
- 34条** 性的な暴力から守られる権利を持っています。
- 35条** ゆうかいされず、売り買いされない権利を持っています。
- 36条** 誰からも幸せをうばわれない権利を持っています。
- 37条** ごうもんや死刑など、心や体にひどい扱いを受けない権利を持っています。
- 38条** 自分の国が戦争をしている場合でも、戦争に巻き込まれず、兵士として連れていかれない権利を持っています。
- 39条** ひどい扱いで傷を負った場合、心と体の健康を取り戻す権利を持っています。
- 40条** 裁判を受ける場合、社会に戻ることをまず考えてもらい、そのためのサポートを受ける権利を持っています。
- 41条** 「子どもの権利条約」よりもっと良い法律や決まりがあれば、それを使う権利を持っています。
- 42条** 「子どもの権利条約」を知る権利を持っています。

- このポスターは、国連「子どもの権利条約」を子どもたちにわかりやすくするために主語を「子ども」に変えています。
- 「子どもの権利条約」は1989年に国連でできました。
- 現在、日本も含む、193の国と地域が守ると約束しています。
- このポスターでの国とは、「子どもの権利条約」を守ると約束した国と地域のことです。
- この条約は全部で54条ありますが、43条から54条は特に、国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束ごとなので、今回はのぞきました。

【お問い合わせ】
社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
speakingout@savechildren.or.jp
http://www.savechildren.or.jp/



あなたも、コンビニに
FamilyMart



子どもの権利条約条項カード（子ども版）

第2条

こ じんしゆ せいべつ しゆうきよう しょう ひんぷ さ
子どもは人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・
かんが かた
考え方などによって
さべつ けんり も
差別されない権利を持っています。

第3条

こ くに おとな
子どもは国や大人から、
こ なに もっと よ
子どもにとって何が最も良いことなのかを
かんが けんり も
考えてもらう権利を持っています。

第4条

こ くに
子どもは国に
じょうやく まも けんり も
この条約を守ってもらう権利を持っています。

第5条

こ おや か ひと
子どもは親またはその代わりになる人から
こころ からだ せいちよう あ
心や体の成長に合った
う けんり も
サポートを受ける権利を持っています。

第6条

こ い けんり そだ けんり も
子どもは生きる権利・育つ権利を持っています。

第7条

こ なまえ こくせき も おや し
子どもは名前や国籍を持ち、親を知り、
おや そだ けんり も
親に育てられる権利を持っています。

第8条

こ なまえ こくせき
子どもは名前・国籍などをうばわれないように、
くに まも けんり も
国により守られる権利を持っています。

子どもの権利条約条項カード（子ども版）

第9条

子どもは親に問題がない限り、
親と一緒に暮らす権利を持っています。

第10条

子どもは他国に住む親や家族に連絡をとれ、
会える権利を持っています。

第11条

子どもはむりやり他国に連れて行かれず、
自分の国に戻れる権利を持っています。

第12条

子どもは自分の意見を
自由に表す権利を持っています。

第13条

子どもは色々な方法で
情報や考えを伝える権利を持っています。

第14条

子どもは考え方や宗教などを
自分で選ぶ権利を持っています。

第15条

子どもはグループを作り、
集まる権利を持っています。

子どもの権利条約条項カード（子ども版）

第16条

子どもは知られたくないことを秘密にでき、
また信用や評判を
傷つけられない権利を持っています。

第17条

子どもは色々な情報を手に入れることができ、
よくない情報からは守られる権利を持っています。

第18条

子どもはまず親に育てられる権利があります。
そのため国は親をサポートします。

第19条

子どもは親からの暴力やひどい扱いから
守られる権利を持っています。

第20条

子どもは親と一緒に暮らせない場合、
国から代わりとなる親や家庭などを用意してもらう
権利を持っています。

第21条

子どもは養子になる場合、国が調べ、認めた
新しい親のもとで育てられる権利を持っています。

第22条

子どもは難民となって他国へのがれた場合、
その国で特別な保護やサポートを
受ける権利を持っています。

子どもの権利条約条項カード（子ども版）

だい
第23条

こ ところ からだ しょう しゃかい さんか
子どもは心や体に障がいがあっても、社会に参加し、
じゅうぶん せいかつ おく けんり も
十分な生活を送る権利を持っています。

だい
第24条

こ けんこう
子どもはいつでも健康であるために
いりよう ほけん う けんり も
医療・保健サービスを受ける権利を持っています。

だい
第25条

こ しせつ ばあい
子どもは施設に入っている場合、
あつか
そこでの扱いがよいものかどうか、
ていきてき しら けんり も
定期的に調べてもらう権利を持っています。

だい
第26条

こ せいかつ むすか ばあい くに かね
子どもは生活が難しい場合には、国からお金などの
う けんり も
サポートを受ける権利を持っています。

だい
第27条

こ ところ からだ じゅうぶん せいちょう
子どもは心や体を十分に成長させていけるような
せいかつ おく けんり も
生活を送る権利を持っています。

だい
第28条

こ おな
子どもはみんな同じように
きょういく う けんり も
教育を受ける権利を持っています。

だい
第29条

こ きょういく なか じぶん ところ からだ も ちから
子どもは教育の中で、自分の心や体の持つ力を
の けんり も
伸ばしていく権利を持っています。

子どもの権利条約条項カード（子ども版）

だい 第30条 じょう

こ しょうすうみんぞく せんじゅうみんぞく
子どもは少数民族や先住民族であっても、
じぶん ぶんか まも しゅうきょう しん
自分たちの文化を守り、宗教を信じ、
ことば つか けんり も
言葉を使う権利を持っています。

だい 第31条 じょう

こ やす あそ
子どもは休んだり遊んだりすることができ、
ぶんか げいじゅつかつどう
またスポーツ・文化・芸術活動に
さんか けんり も
参加する権利を持っています。

だい 第32条 じょう

こ ところ からだ きけん しごと
子どもは心や体によくない危険な仕事や
きょういく う しごと
教育が受けられないような仕事から
まも けんり も
守られる権利を持っています。

だい 第33条 じょう

こ まやく かく ざい
子どもは麻薬や覚せい剤などから
まも けんり も
守られる権利を持っています。

だい 第34条 じょう

こ せいてき ほうりよく
子どもは性的な暴力から
まも けんり も
守られる権利を持っています。

だい 第35条 じょう

こ
子どもはゆうかいされず、
う か けんり も
売り買いされない権利を持っています。

だい 第36条 じょう

こ だれ
子どもは誰からも
しあわ けんり も
幸せをうばわれない権利を持っています。

子どもの権利条約条項カード（子ども版）

だい
第37条

こ
子どもはごうもんや死刑など、心しけいや体こころ からだに
ひどい扱いあつかを受けうない権利けんりを持もっています。

だい
第38条

こ
子どもは自分の国が戦争せんそうをしている場合ばあいでも、
戦争せんそうに巻きこまれず、兵士へいしとして連つれていつかれない
権利けんりを持もっています。

だい
第39条

こ
子どもはひどい扱いあつかで傷きずを負おった場合ばあい、
心こころと体からだの健康けんこうを取り戻とす権利けんりを持もっています。

だい
第40条

こ
子どもは裁判さいばんを受けうる場合ばあい、
社会しゃかいに戻もどることをまず考かんがえてもらい、
そのためのサポうートを受うける権利けんりを持もっています。

だい
第41条

こ
子どもは「子どもの権利条約」よりけんりもじょうやくっと良よい法律ほりつや
決きまりがつあれば、それを使つかう権利けんりを持もっています。

だい
第42条

こ
子どもは「子どもの権利条約」をし知けんりる権利けんりを
持もっています。

子どもの権利条約（民間訳）

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則に従い、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳および平等のかつ奪えない権利を認めることが世界における自由、正義および平和の基礎であることを考慮し、国際連合の諸人民が、その憲章において、基本的人権ならびに人間の尊厳および価値についての信念を再確認し、かつ、社会の進歩および生活水準の向上をいっそう大きな自由の中で促進しようと決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言および国際人権規約において、すべての者は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生またはその他の地位等によるいかなる種類の差別もなしに、そこに掲げるすべての権利および自由を有することを宣明しかつ同意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において子ども時代は特別のケアおよび援助を受ける資格のあることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的集団として、ならびにそのすべての構成員とくに子どもの成長および福祉のための自然環境として、その責任を地域社会において十分に果たすことができるように必要な保護および援助が与えられるべきであることを確信し、子どもが、人格の全面的かつ調和のとれた発達のために、家庭環境の下で、幸福、愛情および理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、子どもが、十分に社会の中で個人としての生活を送れるようにすべきであり、かつ、国際連合憲章に宣明された理想の精神の下で、ならびにとくに平和、尊厳、寛容、自由、平等および連帯の精神の下で育てられるべきであることを考慮し、子どもに特別なケアを及ぼす必要性が、1924年のジュネーブ子どもの権利宣言および国際連合総会が1959年11月20日に採択した子どもの権利宣言に述べられており、かつ、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（とくに第23条および第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（とくに第10条）、ならびに子どもの福祉に係る専門機関の規程および関連文書において認められていることに留意し、子どもの権利宣言において示されたように、「子どもは、身体的および精神的に未成熟であるために、出生前後に、適当な法的保護を含む特別の保護およびケアを必要とする」ことに留意し、国内的および国際的な里親託置および養子縁組にとくに関連した子どもの保護および福祉についての社会的および法的原則に関する宣言、少年司法運営のための国際連合最低基準規則（北京規則）、ならびに、緊急事態および武力紛争における女性および子どもの保護に関する宣言の条項を想起し、とくに困難な条件の中で生活している子どもが世界のすべての国に存在していること、および、このような子どもが特別な考慮を必要としていることを認め、子どもの保護および調和のとれた発達のためにそれぞれの人民の伝統文化的価値のおよび重要性を正当に考慮し、すべての国、とくに発展途上国における子どもの生活条件改善のための国際協力の重要性を認め、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、子どもとは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、子どもに適用される法律の下でより早く成年に達する場合は、この限りでない。

第2条

（差別の禁止）

1. 締約国は、その管轄内にある子ども一人一人に対して、子どもまたは親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的若しくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位にかかわらず、いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重しかつ確保する。
2. 締約国は、子どもが、親、法定保護者または家族構成員の地位、活動、表明した意見または信条を根拠とするあらゆる形態の差別または処罰からも保護されることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。

第3条

（子どもの最善の利益）

1. 子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。
2. 締約国は、親、法定保護者または子どもに法的な責任を負う他の者の権利および義務を考慮しつつ、子どもに対してその福祉に必要な保護およびケアを確保することを約束し、この目的のために、あらゆる適当な立法上および行政上の措置をとる。
3. 締約国は、子どものケアまたは保護に責任を負う機関、サービスおよび施設が、とくに安全および健康の領域、職員の数および適格性、ならびに職員の適正な監督について、権限ある機関により設定された基準に従うことを確保する。

子どもの権利条約（民間訳）

第4条

（締約国の実施義務）

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置、その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

（親の指導の尊重）

締約国は、親、または適当な場合には、地方的慣習で定められている拡大家族もしくは共同体の構成員、法定保護者もしくは子どもに法的な責任を負う他の者が、この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行なう責任、権利および義務を尊重する。

第6条

（生命の権利、生存・発達の確保）

1. 締約国は、すべての子どもが生命への固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する。

第7条

（名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利）

1. 子どもは、出生の後直ちに登録される。子どもは、出生の時から名前を持つ権利および国籍を取得する権利を有し、かつ、できるかぎりその親を知る権利および親によって養育される権利を有する。
2. 締約国は、とくに何らかの措置をとらなければ子どもが無国籍になる場合には、国内法および当該分野の関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、これらの権利の実施を確保する。

第8条

（アイデンティティの保全）

1. 締約国は、子どもが、不法な干渉なしに、法によって認められた国籍、名前および家族関係を含むそのアイデンティティを保全する権利を尊重することを約束する。
2. 締約国は、子どもがそのアイデンティティの要素の一部または全部を違法に剥奪される場合には、迅速にそのアイデンティティを回復させるために適当な援助および保護を与える。

第9条

（親からの分離禁止と分離のための手続き）

1. 締約国は、子どもが親の意思に反して親から分離されないことを確保する。ただし、権限ある機関が司法審査に服することを条件として、適用可能な法および手続きに従い、このような分離が子どもの最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。当該決定は、親によって子どもが虐待もしくは放任される場合、または親が別れて生活し、子どもの居所が決定されなければならない場合などに特別に必要となる。
2. 1に基づいかなる手続においても、すべての利害関係者は、当該手続に参加し、かつ自己の見解を周知させる機会が与えられる。
3. 締約国は、親の一方または双方から分離されている子どもが、子どもの最善の利益に反しないかぎり、定期的に親双方との個人的な関係および直接の接触を保つ権利を尊重する。
4. このような分離が、親の一方もしくは双方または子どもの抑留、拘禁、流刑、追放または死亡（国家による拘束中に何らかの理由から生じた死亡も含む）など締約国によってとられた行為から生じる場合には、締約国は、申請に基づいて、親、子ども、または適当な場合には家族の他の構成員に対して、家族の不在者の所在に関する不可欠な情報を提供する。ただし、情報の提供が子どもの福祉を害する場合は、この限りではない。締約国は、さらに、当該申請の提出自体が関係者にいかなる不利な結果ももたらさないことを確保する。

子どもの権利条約（民間訳）

第10条

（家族再会のための出入国）

1. 家族再会を目的とする子どもまたは親の出入国の申請は、第9条1に基づく締約国の義務に従い、締約国によって積極的、人道的および迅速な方法で取り扱われる。締約国は、さらに、当該申請の提出が申請者および家族の構成員にいかなる不利な結果ももたらさないことを確保する。
2. 異なる国々に居住する親をもつ子どもは、例外的な状況を除き、定期的親双方との個人的関係および直接の接触を保つ権利を有する。締約国は、この目的のため、第9条1に基づく締約国の義務に従い、子どもおよび親が自国を含むいずれの国からも離れ、自国へ戻る権利を尊重する。いずれの国からも離れる権利は、法律で定める制限であって、国の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳、または他の者の権利および自由の保護のために必要とされ、かつこの条約において認められる他の権利に抵触しない制限のみに服する。

第11条

（国外不法移送・不返還の防止）

1. 締約国は、子どもの国外不法移送および不返還と闘うための措置をとる。
2. この目的のため、締約国は、二国間もしくは多数国間の協定の締結または現行の協定への加入を促進する。

第12条

（意見表明権）

1. 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。
2. この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるあらゆる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。

第13条

（表現・情報の自由）

1. 子どもは表現の自由への権利を有する。この権利は、国境にかかわらず、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他のあらゆる方法により、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を含む。
2. この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ次の目的のために必要とれるものに限る。
 - a. 他の者の権利または信用の尊重
 - b. 国の安全、公の秩序または公衆の健康もしくは道徳の保護

第14条

（思想・良心・宗教の自由）

1. 締約国は、子どもの思想、良心および宗教の自由への権利を尊重する。
2. 締約国は、親および適当な場合には法定保護者が、子どもが自己の権利を行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で子どもに指示を与える権利および義務を尊重する。
3. 宗教または信念を表明する自由については、法律で定める制限であって、公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳、または他の者の基本的な権利および自由を保護するために必要な制限のみを課することができる。

第15条

（結社・集会の自由）

1. 締約国は、子どもの結社の自由および平和的な集会の自由への権利を認める。
2. これらの権利の行使については、法律に従って課される制限であって、国の安全もしくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳の保護、または他の者の権利および自由の保護のために民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

子どもの権利条約（民間訳）

第16条

（プライバシー・通信・名誉の保護）

1. いかなる子どもも、プライバシー、家族、住居または通信を恣意的にまたは不法に干渉されず、かつ、名誉および信用を不法に攻撃されない。
2. 子どもは、このような干渉または攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

（適切な情報へのアクセス）

締約国は、マスメディアの果たす重要な機能を認め、かつ、子どもが多様な国内のおよび国際的な情報源からの情報および資料、とくに自己の社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすることを確保する。この目的のため、締約国は、次のことをする。

- a. マスメディアが、子どもにとって社会的および文化的利益があり、かつ第29条の精神と合致する情報および資料を普及する事を奨励すること。
- b. 多様な文化的、国内のおよび国際的な情報源からの当該情報および資料の作成、交換および普及について国際協力を奨励すること。
- c. 子ども用図書の製作および普及を奨励すること。
- d. マスメディアが、少数者集団に属する子どもまたは先住民である子どもの言語上のニーズをとくに配慮することを奨励すること。
- e. 第13条および第18条の諸条項に留意し、子どもの福祉に有害な情報および資料から子どもを保護するための適当な指針の発展を奨励すること。

第18条

（親の第一次的養育責任と国の援助）

1. 締約国は、親双方が子どもの養育および発達に対する共通の責任を有するという原則の承認を確保するために最善の努力を払う。親または場合によって法定保護者は、子どもの養育および発達に対する第一次的責任を有する。子どもの最善の利益が、親または法定保護者の基本的関心となる。
2. この条約に掲げる権利の保障および促進のために、締約国は、親および法定保護者が子どもの養育責任を果たすにあたって適当な援助を与え、かつ、子どものケアのための機関、施設およびサービスの発展を確保する。
3. 締約国は、働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を得る権利を有することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。

第19条

（親による虐待・放任・搾取からの保護）

1. 締約国は、(両)親、法定保護者または子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。
2. 当該保護措置は、適当な場合には、子どもおよび子どもを養育する者に必要な援助を与える社会計画の確立、およびその他の形態の予防のための効果的な手続、ならびに上記の子どもの不当な取扱いについての事件の発見、報告、付託、調査、処置および追跡調査のため、および適当な場合には、司法的関与のための効果的な手続を含む。

第20条

（家庭環境を奪われた子どもの保護）

1. 一時的にもしくは恒常的に家庭環境を奪われた子ども、または、子どもの最善の利益に従えばその環境にとどまることが容認されえない子どもは、国によって与えられる特別な保護および援助を受ける資格を有する。
2. 締約国は、国内法に従い、このような子どものための代替的養護を確保する。
3. 当該養護には、とりわけ、里親託置、イスラム法のカファラ、養子縁組、または必要な場合には子どもの養護に適した施設での措置を含むことができる。解決策を検討するときには、子どもの養育に継続性が望まれることについて、ならびに子どもの民族的、宗教的、文化的小および言語的背景について正当な考慮を払う。

子どもの権利条約（民間訳）

第21条

（養子縁組）

養子縁組の制度を承認および（または）許容している締約国は、子どもの最善の利益が最高の考慮事項であることを確保し、次のことをする。

- a. 子どもの養子縁組が権限ある機関によってのみ認可されることを確保すること。当該機関は、適用可能な法律および手続に従い、関連がありかつ信頼できるあらゆる情報に基づき、養子縁組が親、親族および法定保護者とかかわる子どもの地位に鑑みて許容されることを決定する。必要があれば、当該養子縁組の関係者が、必要とされるカウンセリングに基づき、養子縁組に対して情報を得た上での同意を与えることを確保すること。
- b. 国際養子縁組は、子どもが里親家族もしくは養親家族に託置されることができない場合、または子どもがいかなる適切な方法によってもその出身国において養護されることができない場合には、子どもの養護の代替的手段とみなすことができることを認めること。
- c. 国際養子縁組された子どもが、国内養子縁組に関して存在しているのと同等の保護および基準を享受することを確保すること。
- d. 国際養子縁組において、当該託置が関与する者の金銭上の不当な利得とならないことを確保するためにあらゆる適当な措置をとること。
- e. 適当な場合には、二国間または多数国間の取決めまたは協定を締結することによってこの条の目的を促進し、かつ、この枠組みの中で、子どもの他国への当該託置が権限ある機関または組織によって実行されることを確保するよう努力すること。

第22条

（難民の子どもの保護・援助）

締約国は、難民の地位を得ようとする子ども、または、適用可能な国際法および国際手続または国内法および国内手続に従って難民とみなされる子どもが、親または他の者の同伴の有無にかかわらず、この条約および自国が締約国となっている他の国際人権文書または国際人道文書に掲げられた適用可能な権利を享受するにあたって、適当な保護および人道的な援助を受けることを確保するために適当な措置をとる。

この目的のため、締約国は、適当と認める場合、国際連合および他の権限ある政府間組織または国際連合と協力関係にある非政府組織が、このような子どもを保護しかつ援助するためのいかなる努力にも、および、家族との再会に必要な情報を得るために難民たる子どもの親または家族の他の構成員を追跡するためのいかなる努力にも、協力する。親または家族の他の構成員を見つけることができない場合には、子どもは、何らかの理由により恒常的にまたは一時的に家庭環境を奪われた子どもと同一の、この条約に掲げられた保護が与えられる。

第23条

（障害児の権利）

1. 締約国は、精神的または身体的に障害をもつ子どもが、尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受すべきであることを認める。
2. 締約国は、障害児の特別なケアへの権利を認め、かつ、利用可能な手段の下で、援助を受ける資格のある子どもおよびそこに養育に責任を負う者に対して、申請に基づく援助であって、子どもの条件および親または子どもを養育する他の者の状況に適した援助の拡充を奨励しかつ確保する。
3. 障害児の特別なニーズを認め、2に従い拡充された援助は、親または子どもを養育する他の者の財源を考慮しつつ、可能な場合にはいつでも無償で与えられる。その援助は、障害児が可能なかぎり全面的な社会的統合ならびに文化的および精神的発達を含む個人の発達を達成することに貢献する方法で、教育、訓練、保健サービス、リハビリテーションサービス、雇用準備およびレクリエーションの機会に効果的にアクセスしかつそれらを楽しむことを確保することを目的とする。
4. 締約国は、国際協力の精神の下で、障害児の予防保健ならびに医学的、心理学的および機能的治療の分野における適当な情報交換を促進する。その中には、締約国が当該分野においてその能力および技術を向上させ、かつ経験を拡大することを可能にするために、リハビリテーション教育および職業上のサービスの方法に関する情報の普及およびそれへのアクセスが含まれる。この点については、発展途上国のニーズに特別な考慮を払う。

子どもの権利条約（民間訳）

第24条

（健康・医療への権利）

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康の享受ならびに疾病の治療およびリハビリテーションのための便宜に対する子どもの権利を認める。締約国は、いかなる子どもも当該保健サービスへアクセスする権利を奪われないことを確保するよう努める。
2. 締約国は、この権利の完全な実施を追求し、とくに次の適当な措置をとる。
 - a. 乳幼児および子どもの死亡率を低下させること。
 - b. 基礎保健の発展に重点をおいて、あらゆる子どもに対して必要な医療上の援助および保健を与えることを確保すること。
 - c. 環境汚染の危険およびそれを考慮しつつ、とりわけ、直ちに利用可能な技術を適用し、かつ十分な栄養価のある食事および清潔な飲料水を供給することにより、基礎保健の枠組みの中で疾病および栄養不良と闘うこと。
 - d. 母親のための出産前後の適当な保健を確保すること。
 - e. 社会のあらゆる構成員とくに親および子どもが子どもの健康および栄養、母乳育児の利点、衛生および環境衛生、ならびに事故の防止について基礎的な知識を活用するにあたって、情報が提供され、教育にアクセスし、かつ援助されることを確保すること。
 - f. 予防保健、親に対する指導、ならびに家庭計画の教育およびサービスを発展させること。
2. 締約国は、子どもの健康に有害な伝統的慣行を廃止するために、あらゆる効果的でかつ適当な措置をとる。
3. 締約国は、この条の認める権利の完全な実現を漸進的に達成するために、国際協力を促進しかつ奨励することを約束する。この点については、発展途上国のニーズに特別な考慮を払う。

第25条

（医療施設等に措置された子どもの定期的審査）

締約国は、身体的または精神的な健康のケア、保護または治療のために権限ある機関によって措置されている子どもが、自己になされた治療についておよび自己の措置に関する他のあらゆる状況についての定期的審査を受ける権利を有することを認める。

第26条

（社会保障への権利）

- a. 締約国は、すべての子どもに対して社会保険を含む社会保障を享受する権利を認め、かつ、国内法に従いこの権利の完全な実現を達成するために必要な措置をとる。
- b. 当該給付については、適当な場合には、子どもおよびその扶養に責任を有している者の資力および状況を考慮し、かつ、子どもによってまた子どもに代わってなされた給付の申請に関する他のすべてを考慮しつつ行う。

第27条

（生活水準への権利）

1. 締約国は、身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達のために十分な生活水準に対するすべての子どもの権利を認める。
2. (両)親または子どもに責任を負う他の者は、その能力および資力の範囲で、子どもの発達に必要な生活条件を確保する第一次的な責任を負う。
3. 締約国は、国内条件に従いかつ財源内において、この権利の実施のために、親および子どもに責任を負う他の者を援助するための適当な措置をとり、ならびに、必要な場合にはとくに栄養、衣服および住居に関して物的援助を行い、かつ、援助計画を立てる。
4. 締約国は、親または子どもに財政的な責任を有している他の者から、自国内においてもおよび外国からでも子どもの扶養料を回復することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。とくに、子どもに財政的な責任を有している者が子どもと異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入または締結ならびに他の適当な取決めの作成を促進する。

子どもの権利条約（民間訳）

第28条

（教育への権利）

1. 締約国は、子どもの教育への権利を認め、かつ、漸進的におよび平等な機会に基づいてこの権利を達成するために、とくに次のことをする。
 1. 初等教育を義務的なものとし、かつすべての者に対して無償とすること。
 2. 一般教育および職業教育を含む種々の形態の中等教育の発展を奨励し、すべての子どもが利用可能でありかつアクセスできるようにし、ならびに、無償教育の導入および必要な場合には財政的援助の提供などの適当な措置をとること。
 3. 高等教育を、すべての適当な方法により、能力に基づいてすべての者がアクセスできるものとする。
 4. 教育上および職業上の情報ならびに指導を、すべての子どもが利用可能でありかつアクセスできるものとする。
 5. 学校への定期的な出席および中途退学率の減少を奨励するための措置をとること。
2. 締約国は、学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法で、かつこの条約に従って行われることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。
3. 締約国は、とくに、世界中の無知および非識字の根絶に貢献するために、かつ科学的および技術的知識ならびに最新の教育方法へのアクセスを助長するために、教育に関する問題について国際協力を促進しかつ奨励する。この点については、発展途上国のニーズに特別の考慮を払う。

第29条

（教育の目的）

1. 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。
 - a. 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
 - b. 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。
 - c. 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること。
 - d. すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。
 - e. 自然環境の尊重を発展させること。
2. この条または第28条のいかなる規定も、個人および団体が教育機関を設置しかつ管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、つねに、この条の1に定める原則が遵守されること、および当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限の基準に適合することを条件とする。

第30条

（少数者・先住民の子どもの権利）

民族上、宗教上もしくは言語上の少数者、または先住民が存在する国においては、当該少数者または先住民に属する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）

1. 締約国は、子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的・生活および芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、子どもが文化的および芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進し、ならびに、文化的、芸術的、レクリエーション的および余暇的活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

子どもの権利条約（民間訳）

第32条

（経済的搾取・有害労働からの保護）

1. 締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利、および、危険があり、その教育を妨げ、あるいはその健康または身体的、心理的、精神的、道徳的もしくは社会的発達にとって有害なるおそれのあるいかなる労働に就くことから保護される権利を認める。
2. 締約国は、この条の実施を確保するための立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。締約国は、この目的のため、他の国際文書の関連条項を留意しつつ、とくに次のことをする。
 - a. 最低就業年齢を規定すること。
 - b. 雇用時間および雇用条件について適当な規則を定めること。
 - c. この条の効果的実施を確保するための適当な罰則または他の制裁措置を規定すること。

第33条

（麻薬・向精神薬からの保護）

締約国は、関連する国際条約に明示された麻薬および向精神薬の不法な使用から子どもを保護し、かつこのような物資の不法な生産および取引に子どもを利用させないために、立法上、行政上、社会上および教育上の措置を含むあらゆる適当な措置をとる。

第34条

（性的搾取・虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取および性的虐待から子どもを保護することを約束する。これらの目的のため、締約国は、とくに次のことを防止するためのあらゆる適当な国内、二国間、および多数国間の措置をとる。

- a. 何らかの不法な性的行為に従事するよう子どもを勧誘または強制すること。
- b. 売春または他の不法な性的業務に子どもを搾取的に使用すること。
- c. ポルノ的な実演または題材に子どもを搾取的に使用すること。

第35条

（誘拐・売買・取引の防止）

締約国は、いかなる目的またはいかなる形態を問わず、子どもの誘拐、売買または取引を防止するためにあらゆる適当な国内、二国間および多数国間の措置をとる。

第36条

（他のあらゆる形態の搾取からの保護）

締約国は、子どもの福祉のいずれかの側面にとって有害となる他のあらゆる形態の搾取から子どもを保護する。

第37条

（死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱い）

締約国は、次のことを確保する。

- a. いかなる子どもも、拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない。18才未満の犯した犯罪に対して、死刑および釈放の可能性のない終身刑を科してはならない。
- b. いかなる子どももその自由を不法にまたは恣意的に奪われない。子どもの逮捕、抑留または拘禁は、法律に従うものとし、最後の手段として、かつ最も短い適当な期間でのみ用いられる。
- c. 自由を奪われたすべての子どもは、人道的におよび人間の固有の尊厳を尊重して取扱われ、かつその年齢に基づくニーズを考慮した方法で扱われる。とくに、自由を奪われたすべての子どもは、子どもの最善の利益に従えば成人から分離すべきでないとは判断される場合を除き、成人から分離されるものとし、かつ、特別の事情のある場合を除き、通信および面会によって家族との接触を保つ権利を有する。
- d. 自由を奪われたすべての子どもは、法的および他の適当な援助に速やかにアクセスする権利、ならびに、その自由の剥奪の合法性を裁判所または他の権限ある独立のかつ公平な機関において争い、かつ当該訴えに対する迅速な決定を求める権利を有する。

子どもの権利条約（民間訳）

第38条

1. 締約国は、武力闘争において自国に適用可能な国際人道法の規則で子どもに関連するものを尊重し、かつその尊重を確保することを約束する。
2. 締約国は、15歳に満たない者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためにあらゆる可能な措置をとる。
3. 締約国は、15歳に満たないいかなる者も軍隊に徴募することを差控える。締約国は、15歳に達しているが18歳に満たない者の中から徴募を行うにあたっては、最長年の者を優先するよう努める。
4. 締約国は、武力紛争下における文民の保護のための国際人道法に基づく義務に従い、武力紛争の影響を受ける子どもの保護およびケアを確保するためにあらゆる可能な措置をとる。

第39条

（犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰）

締約国は、あらゆる形態の放任、搾取または虐待の犠牲になった子ども、拷問または他のあらゆる形態の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰の犠牲になった子ども、あるいは、武力紛争の犠牲になった子どもが身体的および心理的回復ならびに社会復帰することを促進するためにあらゆる適当な処置をとる。当該回復および復帰は、子どもの健康、自尊心および尊厳育む環境の中で行われる。

第40条

（少年司法）

1. 締約国は、刑法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、または認定された子どもが、尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取扱われる権利を認める。当該方法は、他の者の人権および基本的自由の尊重を強化するものであり、ならびに、子どもの年齢、および子どもが社会復帰しかつ社会において建設的な役割を果たすことの促進が望ましいことを考慮するものである。
2. 締約国は、この目的のため、国際文書の関連する条項に留意しつつ、とくに次のことを確保する。
 - a. いかなる子どもも、実行の時に国内法または国際法によって禁止されていなかった作為または不作為を理由として、刑法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、または認定されてはならない。
 - b. 法的に違反したとして申し立てられ、または罪を問われた子どもは、少なくとも次の保障を受ける。
 - i. 法律に基づき有罪が立証されるまで無罪と推定されること。
 - ii. 自己に対する被疑事実を、迅速かつ直接的に、および適当な場合には親または法定保護者を通じて告知されること。自己の防御の準備およびその提出にあたって法的または他の適当な援助を受けること。
 - iii. 権限ある独立のかつ公平な機関または司法機関により、法律に基づく公正な審理において、法的または他の適当な援助者の立会いの下で、および、とくに子どもの年齢または状況を考慮し、子どもの最善の利益にならないと判断される場合を除き、親または法定保護者の立会いの下で遅滞なく決定を受けること。
 - iv. 証言を強制され、または自白を強制されないこと。自己に不利な証人を尋問し、または当該証人に尋問を受けさせること。平等な条件の下で自己のための証人の出席および尋問を求めること。
 - v. 刑法に違反したと見なされた場合には、この決定および決定の結果科される措置が、法律に基づき、上級の権限ある独立のかつ公平な機関または司法機関によって再審理されること。
 - vi. 子どもが使用される言語を理解することまたは話すことができない場合は、無料で通訳の援助を受けること。
 - vii. 手続のすべての段階において、プライバシーが十分に尊重されること。
3. 締約国は、刑法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、また認定された子どもに対して特別に適用される法律、手続、機関および施設の確立を促進するよう努める。とくに次のことに努める。
 - a. 刑法に違反する能力を有しないと推定される最低年齢を確立すること。
 - b. 適当かつ望ましい時はつねに、人権および法的保障を十分に尊重することを条件として、このような子どもを司法的手続によらずに取扱う措置を確立すること。
4. ケア、指導および監督の命令、カウンセリング、保護観察、里親養護、教育および職業訓練のプログラムならびに施設内処遇に替わる他の代替的措置などの多様な処分は、子どもの福祉に適当で、かつ子どもの状況および罪のいずれにも見合う方法によって子どもが取扱われることを確保するために利用可能なものとする。

子どもの権利条約（民間訳）

第41条

（既存の権利の確保）

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって、子どもの権利の実現にいつそう貢献する規定に影響を及ぼすものではない。

- a. 締約国の法
- b. 締約国について効力を有する国際法

第2部

第42条

（条約広報義務）

締約国は、この条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせることを約束する。

第43条

（子どもの権利委員会の設置）

1. この条約において約束された義務の実現を達成することにつき、締約国によってなされた進歩を審査するために、子どもの権利に関する委員会を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
2. 委員会は、徳望が高く、かつこの条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出にあたっては、衡平な地理的配分ならびに主要な法体系に考慮を払う。
3. 委員会の委員は、締約国により指名されたものの名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人の者を指名することができる。
4. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行い、最初の選挙の後は2年ごとに行う。国際連合事務総長は、各選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名されたすべての者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする）を作成し、締約国に送付する。
5. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合にて行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数でかつ過半数の票を得た者をもって、委員会に選出された委員とする。
6. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了する。これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙のための会合の議長によりくじ引きで選ばれる。
7. 委員会の委員が死亡もしくは辞任し、またはそれ以外の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったと申し出る場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として、残りの期間職務を遂行する他の専門家を選出する。
8. 委員会は、手続規則を定める。
9. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
10. 委員会の会合は、原則として国際連合本部または委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件として、この条約の締約国の会合によって決定され、必要があれば、再検討される。
11. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員および便益を提供する。
12. この条約により設けられた委員会の委員は、国際連合総会の承認を得て、同総会が決定する条件に従い、国際連合の財源から報酬を受ける。

子どもの権利条約（民間訳）

第44条

（締約国の報告義務）

1. 締約国は、次の場合に、この条約において認められる権利の実施のためにとった措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を、国際連合事務総長を通じて、委員会に提出することを約束する。
 - a. この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
 - b. その後は5年ごと
2. この条に基づいて作成される報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因および障害が存在する場合は、それらを記載する。報告には、当該締約国におけるこの条約の実施について、委員会が包括的に理解するための十分な報告もあわせて記載する。
3. 委員会に包括的な最初の報告を提出している締約国は、1.b.に従って提出する以後の報告においては以前に提出した基本的な情報を繰り返し報告しなくてもよい。
4. 委員会は、締約国に対し、この条約の実施に関する追加的な情報を求めることができる。
5. 委員会は、その活動に関する報告を、2年ごとに経済社会理事会を通じて国際連合総会に提出する。
6. 締約国は、自国の報告を、国内において公衆に広く利用できるようにする。

第45条

（委員会の作業方法）

この条約の実施を促進し、かつ、この条約が対象とする分野における国際協力を奨励するために、

- a. 専門機関、国際連合児童基金および他の国際連合諸機関は、その権限の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関、国際連合児童基金および他の資格のある団体に対し、その権限の範囲内にある領域におけるこの条約の実施について、適当と認める場合には、専門的助言を与えるよう要請することができる。委員会は、専門機関、国際連合児童基金および他の国際連合諸機関に対し、その活動の範囲内にある領域におけるこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- b. 委員会は、適当と認める場合には、技術的助言もしくは援助を要請しているか、またはこれらの必要性を指摘している締約国からの報告を、もしあればこれらの要請または指摘についての委員会の所見および提案とともに、専門機関、国際連合児童基金および他の資格のある団体に送付する。
- c. 委員会は、国際連合事務総長が子どもの権利に関する特定の問題の研究を委員に代わって行うことを要請するよう、国際連合総会に勧告することができる。
- d. 委員会は、この条約の第44条および第45条に従って得た情報に基づいて、提案および一般的勧告を行うことができる。これらの提案および一般的勧告は、関係締約国に送付され、もしあれば締約国からのコメントとともに、国際連合総会に報告される。

第3部

第46条

（署名）

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

（批准）

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

（加入）

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

子どもの権利条約（民間訳）

第49条

（効力発生）

1. この条約は、20番目の批准書または加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20番目の批准書または加入書が寄託された後に批准または加入する国については、その批准書または加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第50条

（改正）

1. いずれの締約国も、改正を提案し、かつ改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに締約国に改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議および投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。改正案の送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
2. この条の1に従って採択された改正案は、国際連合総会が承認し、かつ締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
3. 改正は、効力を生じたときには、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む）により引き続き拘束される。

第51条

（留保）

1. 国際連合事務総長は、批准または加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつすべての国に送付する。
2. この条約の主旨および目的と両立しない留保は認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも撤回できるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第52条

（廃棄）

締約国は、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長が通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

（寄託）

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

第54条

（正文）

この条文は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語をひとしく正文とし、原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、以下の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

自己評価シート・ふり返しシート

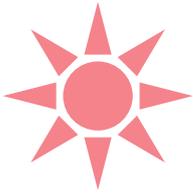
以下4ページは、「自己評価シート(3種)」と「ふり返しシート」です。

それぞれコピーして使用してください。

「楽しさダーツボード」以外は、1枚で2人分です。きりとり線で切って使用してください。

お天気チェック

● 今日の自分を評価すると当てはまる天気を○で囲んでください。



とてもよかった



よかった



ふつう



よくなかった

● その理由

-----きりとり線✂-----

お天気チェック

● 今日の自分を評価すると当てはまる天気を○で囲んでください。



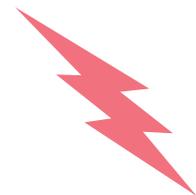
とてもよかった



よかった



ふつう



よくなかった

● その理由

温度計

● 今日の自分の学びは何度ですか？



-----きりとり線✂-----

温度計

● 今日の自分の学びは何度ですか？



コラム 16

簡単な自己評価法紹介



P.113～P.115まで、子どもが活動での学びをふり返り、自らで評価する方法を3点ご紹介しました。ここではそれぞれの方法について補足します。(参考ワークシートは巻末)

1. ダーツボード：自分が思う場所に印をつけ、自らの学びを評価します。ボードの言葉は「よかった」「理解した」などに換えることができます。
2. お天気チェック：晴れ～カミナリの四段階で自らの学びを評価します。
3. 温度計：しくみはダーツボードと同じです。「0℃」から「100℃」の間で印をつけ、自らの学びを評価します。

ご紹介した評価方法は、子ども自身が楽しみながら自らの学びや思いをふり返り、評価することを目的としています。自己評価の理由を書き出し、その評価を基に個別または全体でのふり返りを行なうことでより深めていくことができます。

コラム 17

自己評価／他者評価の違い



学びは、学校という枠のみで完結するものではありません。生涯にわたって人は何かしらを学び続けていきます。その際に必要とされるのが自分の学びに対する評価（自己評価）です。これは過去をふり返るだけでなく、よりいっそうすばらしい未来を創り出すために行われるもので、単に点数をつけることを意味するものではありません。自己評価をする際、自分の活動を俯瞰的に見る「メタ認知活動」が行われますが、これは子どものみならずおとなにも難しいものです。そこでメタ認知を助ける評価として、「他者評価」があります。他者の目を通じて自分の活動を再確認することで、さらには、他者評価が一方的なものではなく相互作用を基盤として行われることで、自己評価はより一層確かなものになります。

ふり返りシート

年 組 番号 名前 ()

- 気付いたこと / 感じたことを書いて下さい。

----- 切りとり線 ✂ -----

ふり返りシート

年 組 番号 名前 ()

- 気付いたこと / 感じたことを書いて下さい。

参考文献

Sara Slater and Margot Brown , *Human Rights in the Curriculum History*. Amnesty International UK, 2002.

Promoting the Rights of the Child -A training package on the Convention on the Rights of the Child for ISCA members and partners. International Save the Children Alliance (Asia), 1994.

CRC Supplementary Resource Book :a collection for training on the Convention on the Rights of the Child for Save the Children members and partners. Save the Children International, 2000.

Partners in Rights :creative activities exploring rights and citizenship for 7-14 year olds. Save the Children Fund, 2000.

Young Citizens:Children as active citizens around the world. Save the Children Fund, 2002.

http://www.savethechildren.org.uk/sites/default/files/docs/young_citizens_activity_1.pdf (2012年2月現在)

Respect! Exploring children's rights in the UK and around the world. Save the Children Fund, 2008.

『ABC:人権を教える-小中高校向けの実践活動』

国連広報センター 2004 http://unic.or.jp/centre/pdf/abc_jinken.pdf
(2012年2月現在)

Young Citizens ～世界の子どもの活動を通して“市民”の意味を学ぶ～
社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 2003

石川稔 森田明編 『児童の権利条約-その内容・課題と対応』一粒社 1995

D.ショーン著、佐藤学、秋田喜代美訳『専門家の知恵—反省的实践家は行為しながら考える』ゆみる出版 2001

田中耕治『教育評価 (岩波テキストボックス)』岩波書店 2008

参考文献

中野民夫『ファシリテーション革命 参加の場づくりの技法』岩波書店 2003

中野民夫、森雅浩ら『ファシリテーション 実践から学ぶスキルとところ』岩波書店 2009

西岡加名恵『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法—新たな評価基準の創出に向けて』図書文化社 2003

R.ハート著、南博文監修、IPA日本支部訳『子どもの参画—コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』萌文社 2000

堀公俊、加藤彰『ワークショップデザイン—知をつむぐ対話の場づくり』日本経済新聞出版社 2008

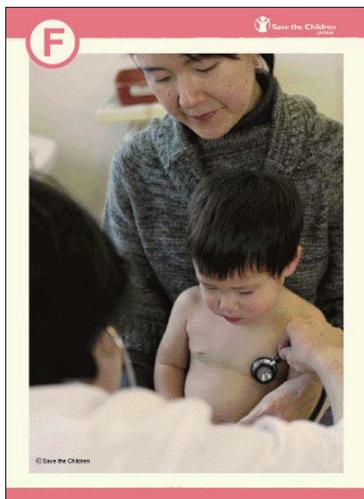
堀公俊、加藤彰『ディシジョン・メイキング—賢慮と納得の意思決定術』日本経済新聞出版社 2011

松下佳代『パフォーマンス評価—子どもの思考と表現を評価する』日本標準 2007

ルソー著、今野一雄訳『エミール(上・下)』岩波文庫 1962

セーブ・ザ・チルドレンの子どもの権利条約や国際協力活動を知るための教材

子どもの権利条約フォトランゲージ



- ◆形態：A4 サイズ / カラー片面 / 全 14 枚
- ◆対象：主に中学生
- ◆セット価格：1500 円（手引き・子どもの権利条約条項付）

子どもたちが、写真を通して、子どもの権利条約のいくつかの条文の内容を知るための教材。

http://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=912

写真から見よう!! 世界の子どもたち



- ◆形態：A4 サイズ / 両面（表面カラー） / 全 10 枚
- ◆対象：主に小学校高学年
- ◆セット価格：1000 円（手引き・ワークシート付）

子どもたちが、写真を通して、世界の子どもたちの状況を理解し、様々な思いを考えてみるための教材。

http://www.savechildren.or.jp/sc_activity/japan/100916-1.html

Hi5!



- ◆形態：A2 サイズ / カラー両面 / 全 10 シリーズ
- ◆対象：主に小学校高学年
- ◆セット価格：2000 円（手引き・オリジナルケース付）

子どもたちが、セーブ・ザ・チルドレンを通じて、国際協力活動を身近にとらえ、世界中の子どもたちが直面する状況や思いを共感的に理解することを目的としたポスター式教材。

http://www.savechildren.or.jp/sc_activity/japan/hi5-edu.html

探偵手帳



- ◆形態：A4 サイズ / 冊子
- ◆対象：主に小学校中学年
- ◆価格：100 円

子どもたちが、親・友だち・先生とコミュニケーションをしながら、自己肯定感を高めるための教材。

Let's Action!!

本教材では、子どもの権利を学び、子どもの権利から身近な生活を見直していくことでさまざまな問題があることが見えてきます。子どもの権利を保障するために、子どもたちは自らの権利を行使する力・可能性を持っていること、さらにその方法を知る必要があります。また、子どもは、子どもの権利を実現化するためにおとなや国とともにより良い社会を築いていく関係をつくることができます。本教材で学んだことを活かし、これから子どもたちが行動していったほしいと思います。

最後に、教材作成において、多くの方々のご協力をいただきました。この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

【ご協力いただいた方々】

監修：荒木寿友(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドバイザー／立命館大学産業社会学部准教授)

企画：徳丸由紀子・村田幸代

編集：長谷川有美子

イラスト・デザイン：馬原祥子・三木佐枝子

教材実施協力：大阪府立松原高校・山田正人(大阪府立松原高校教諭)

立命館宇治中学校・井出のり子(立命館宇治中学校教諭)

WITH(高校生国際ボランティア)

コラム：安部芳絵(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドバイザー／早稲田大学文化構想学部助教)

※なお、各コラムは次の担当で執筆しています。

安部芳絵：コラム 7, 10, 11, 12, 13

荒木寿友：コラム 1, 2, 3, 4, 5, 17

村田幸代：コラム 6, 8, 9, 14, 15, 16

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン インターン：

足立こころ・伊藤瑞規・坂田のぞみ・田邊悠・中村悠・平田倫子・真屋友希

敬称略・五十音順

発行日：2012年 3月

◆お問い合わせ先◆

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-4山田ビル4階

E-mail speakingout@savechildren.or.jp

URL <http://www.savechildren.or.jp/index.htm>

Be Partners

～ 子どもの権利教材 ～